

重要事項のご説明

契約概要のご説明(傷害補償(標準型)特約セット団体総合生活補償保険)

2019年10月

- ご加入に際して保険商品の内容をご理解いただくための事項をこの「契約概要のご説明」に記載しています。ご加入前に必ずお読みになり、お申込みくださいますようお願いいたします。
- この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細はパンフレット、ご契約のしおり(普通保険約款・特約)または保険証券(注)などをご確認ください。また、ご不明な点につきましては、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。
(注)ご契約のしおり(普通保険約款・特約)、保険証券は保険契約者に交付されます。
- 申込人と被保険者が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容をお伝えくださいますようお願いいたします。

1 商品の仕組み

(1) 商品の仕組み

団体総合生活補償保険は、被保険者が傷害(以下「ケガ」といいます)を被った場合などを補償する保険です。詳細はパンフレット等の該当箇所またはご契約のしおり(普通保険約款・特約)をご確認ください。

基本となる補償		
補償の種類	補償の概要	基本となる補償の特約
ケガの補償	被保険者が急激かつ偶然な外来の事故によってケガを被った場合に保険金をお支払いします。(注)	傷害補償(標準型)特約

(注)「交通事故危険のみ補償特約」をセットした場合は、交通事故や交通乗用具の火災によって被ったケガに限り保険金をお支払いします。

(2) 被保険者の範囲

- ①ご契約内容により被保険者となれる方が限定されている場合があります。また、特約によりご加入できる被保険者の年齢が決まっているものがあります。詳細はパンフレット等の該当箇所またはご契約のしおり(普通保険約款・特約)をご確認ください。
- ②基本となる補償の被保険者の範囲は、次のとおりです。また、家族構成は、保険金支払事由発生時のものをいいます。
【○：補償の対象／×：補償対象外】

型	被保険者の範囲		
	本人	配偶者(注1)	同居の親族(注2)・別居の未婚(注3)の子(注4)
本人型	○	×	×
家族型	○	○	○
夫婦型	○	○	×
配偶者対象外型	○	×	○

(注1) 配偶者とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情(内縁関係)にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。

(注2) 親族とは、6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。

(注3) 未婚とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。

(注4) 同居の親族・別居の未婚の子とは、家族型では「本人またはその配偶者の同居の親族」または「本人またはその配偶者の別居の未婚の子」をいいます。配偶者対象外型では「本人の同居の親族」または「本人の別居の未婚の子」をいいます。

- ③次の特約の被保険者は上記②で選択した被保険者の範囲に関わらず以下のとおりです。
【○：補償の対象／×：補償対象外】

特約	被保険者の範囲		
	本人	配偶者	本人またはその配偶者の同居の親族・別居の未婚の子
日常生活賠償特約	○(注)	○(注)	○(注)
受託物賠償責任補償特約	○	○	○
弁護士費用特約	○	×	×
所得補償特約	○	×	×
医療費用補償特約	○	×	×

(注) 被保険者が責任無能力者の場合、その方に関する事故については、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する親族を被保険者とします。

- ④育児費用補償特約の被保険者としてご加入できる方は、次の両方に該当する方となります。

- 満期日において満23才未満の方または、始期日において学校教育法に定める学校に在籍する方もしくは入学手続きを終えた方
- 扶養者がいる方

- ⑤上記以外でも特約により被保険者の範囲が決まっているものがあります。詳細はパンフレット等の該当箇所またはご契約のしおり(普通保険約款・特約)をご確認ください。

2 基本となる補償等

(1) 保険金をお支払いする場合

「保険金をお支払いする場合」についての詳細は、パンフレット等の該当箇所またはご契約のしおり(普通保険約款・特約)をご確認ください。

(2) 保険金をお支払いできない主な場合

基本となる補償の保険金をお支払いできない主な場合は次のとおりです。また、セットする特約によりお支払いできない主な場合が異なります。詳細はパンフレット等の該当箇所またはご契約のしおり(普通保険約款・特約)をご確認ください。

補償の種類	保険金をお支払いできない主な場合
ケガの補償	<ul style="list-style-type: none"> ●脳疾患、病気、心神喪失によるケガ ●自動車等(注1)の無資格運転中、酒気帯び運転中、麻薬等を使用しての運転中のケガ ●むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの(注2) ●細菌性食中毒・ウイルス性食中毒 ●地震、噴火またはこれらによる津波によるケガ <p style="text-align: right;">など</p>

(注1) 「保険金をお支払いできない主な場合」において、自動車等とは、自動車または原動機付自転車をいいます。

(注2) 被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。

(3) セットできる主な特約とその概要

ご希望によりセットできる主な特約の詳細は、パンフレット等の該当箇所またはご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご確認ください。

(4) 保険金額の設定

保険金額の設定については、次の点にご注意ください。また、お客さまの保険金額は、パンフレット、加入申込票等をご確認ください。

① 保険金額・日額は、被保険者の年齢・収入・高額療養費制度等の公的保険制度（注1）などを踏まえて設定してください。

② 所得補償特約をセットする場合の所得補償保険金額は、被保険者の加入する公的保険制度（注1）による給付内容や他の保険契約等の加入状況を勘案し、平均所得額（注2）の範囲内で、適正な額となるように設定してください。なお、所得補償保険金額が被保険者の平均月間所得額（注3）を上回っている場合には、その上回る部分については保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

(注1) 公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ (<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>) 等をご確認ください。

(注2) 平均所得額とは、お申込み直前12か月における被保険者の所得の平均月間額をいいます。

(注3) 平均月間所得額とは、被保険者が就業不能となる直前12か月における被保険者の所得の平均月間額をいいます。ただし、就業規則等に基づく出産・育児または介護を目的とした休業を取得していたことにより所得が減少していた場合等は、客観的かつ合理的な方法により計算します。

(5) 保険期間

お客さまの保険期間については、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

3 保険料の決定の仕組みと払込方法等

(1) 保険料の決定の仕組み

保険料は、保険金額、保険期間および職業・職務等により決まります。実際に払い込んでいただく保険料は、パンフレット、加入申込票等をご確認ください。

(2) 保険料の払込方法

お客さまの保険料の払込方法等については、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

4 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

5 解約と解約返れい金

ご契約を解約する場合は、保険契約者を通じ、取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。なお、解約に際しては、ご加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還する場合があります。詳細は保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

- ご加入に際して申込人・被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項をこの「注意喚起情報のご説明」に記載しています。ご加入前に必ずお読みになり、お申込みくださいますようお願いいたします。
- この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は、パンフレット、ご契約のしおり(普通保険約款・特約)または保険証券(注)などをご確認ください。また、ご不明な点につきましては、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。
(注)ご契約のしおり(普通保険約款・特約)、保険証券は保険契約者に交付されます。
- 申込人と被保険者が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容をお伝えくださいますようお願いいたします。

1 告知義務(ご加入時にお申出いただく事項)

- (1) 申込人または被保険者には、告知義務があります。告知義務とは、ご加入時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。
- (2) 告知事項とは、危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めるもので、加入申込票に記載された内容のうち、「※」印がついている項目のことです。この項目について故意または重大な過失によって、告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります(注)。加入申込票の記載内容を必ずご確認ください。
(注)次において、③に該当したときは、ご契約を解除することがあります。

告知事項

- ①被保険者の生年月日、年齢(注1)、職業・職務(注2)
- ②健康状態告知(注1)

ご注意

- 健康状態告知は、健康状態告知書質問事項をよくお読みのうえ、回答を「健康状態告知書質問事項回答欄」に正しくご記入ください。その際、必ず被保険者本人が回答内容について事実と相違ないことを確認のうえ、ご署名ください。また、回答内容により、ご契約をお引受けできない場合や、特別な条件付きでお引受けする場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- 継続契約については、補償内容が拡大しない契約内容で継続する場合は告知事項とはなりません。
- 「健康状態告知についてのご案内」にも注意事項を記載していますので、あわせてご確認ください。
- 健康状態告知について、保険契約者または被保険者の故意または重大な過失により、回答がなかった場合や回答内容が事実と異なっている場合には、保険期間の開始時(*)から1年以内であれば、ご契約を解除することがあります。また、保険期間の開始時(*)から1年を経過していても、回答がなかった事実または回答内容と異なる事実に基づく保険金支払事由が、保険期間の開始時(*)から1年以内に発生していた場合には、ご契約を解除することがあります。
(*)継続加入の場合は、継続されてきた最初の保険期間の開始時となります。

③同じ被保険者について身体のケガに対して保険金が支払われる他の保険契約等(注3)の有無

(注1) 所得補償特約、医療費用補償特約のいずれかをセットした場合に告知事項となります。

(注2) 職種級別は、保険料の算出や保険金のお支払いに際し、極めて重要な項目です。お申込みの際には改めてご確認ください。

- 傷害補償(標準型)特約の職種級別表 ※「交通事故危険のみ補償特約」「自転車搭乗中等のみ補償特約」をセットする場合は除きます。

級別	職業例
A	●下記B以外の職業従事者 ●主婦・学生・無職者 等
B	●農林業作業 ●採鉱・採石作業 ●木・竹・草・つる製品製造作業 ●漁業作業 ●自動車運転者(助手を含む) ●建設作業

- 所得補償特約の職種級別表 ※下表に記載のないご職業は、取扱代理店までお問合わせください。

級別	職業例
1級	会社役員・管理職(作業危険のない方)、一般事務員、医師、飲食店主、卸・小売店主・従業員(危険物を取り扱わない方) 等
2級	研究者・技術者(危険物を取り扱わない方)、電気機器器具組立工(手工)、計器組立工、計器類修理工、理容師、調理人 等
3級	陶磁器成形工、化粧品製造工、板金工、製鋼工、鋳物工、金属工作機械工、建設作業、建設機械運転工 等

(注3) タフ・ケガの保険、学生・子ども総合保険、タフ・ケガの保険〔積立タイプ〕等をいい、団体契約、生命保険、共済契約を含みます。

2 クーリングオフ説明書(ご契約のお申込みの撤回等)

この保険は、ご契約のお申込みの撤回または解除(クーリングオフ)はできません。

3 複数のご契約があるお客さまへ

補償内容が同様の保険契約(団体総合生活補償保険契約以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます)が他にあるときは、補償が重複することがあります。

補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。

※1 複数あるご契約のうち、これらの特約を1つのご契約のみにセットしている場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったとき等は、特約の補償がなくなることがありますのでご注意ください。

※2 補償が重複する可能性のある主な特約は、別紙「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」をご確認ください。

4 傷害死亡保険金受取人

- (1) 被保険者本人の傷害死亡保険金受取人を定めなかった場合、傷害死亡保険金は、被保険者本人の法定相続人にお支払いします。
- (2) 被保険者本人の傷害死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に定める場合または変更する場合には、必ず被保険者本人の同意を得てください。なお、同意のないままご契約された場合、保険契約は無効となります。
- (3) 被保険者本人以外の被保険者については、その被保険者の法定相続人が傷害死亡保険金受取人となり、傷害死亡保険金受取人の変更はできません。

5 現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなお契約

- (1) 現在のご契約について解約、減額などをする場合の不利益事項
多くの場合、現在のご契約の解約返れい金は払込み保険料の合計額よりも少ない金額となります。
- (2) 新たなお契約(団体総合生活補償保険)の申込みをする場合のご注意事項
 - ①被保険者の健康状態などにより、新たなお契約をお引受けできない場合があります。
 - ②所得補償特約、医療費用補償特約をセットされる場合、新たなお契約の保険期間の開始日より前に病気またはケガを被っていたときは、保険金をお支払いできないことがあります。
 - ③新たなお契約の始期日における被保険者の年齢により計算した保険料(注)を適用し、新たなお契約の普通保険約款・特約を適用し

ます。そのため、新たなご契約の商品内容が、現在のご契約と異なることがあります。

(注) 保険料の改定により、同じ年令でも保険料が異なることがあります。

6 通知義務等 (ご加入後にご連絡いただく事項)

- (1) ご加入後、次の事項が発生した場合は、遅滞なく取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。
ご連絡がない場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。

通知事項

被保険者本人の職業・職務を変更した場合 (注)

(注) 「交通事故危険のみ補償特約」「自転車搭乗中等のみ補償特約」をセットする場合は除きます。

- (2) 被保険者本人が職業・職務を変更した場合で、次の「職業・職務」に変更した場合、保険期間の途中であってもご契約を解除することがあります。

プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手 (レフリーを含みます)、力士、その他これらと同程度の危険な職業

- (3) 次の事項が発生した場合は、ご契約内容の変更等が必要となります。ただちに取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。

① 特約の追加など、契約条件を変更する場合

② (所得補償特約をセットした契約のみ) ご加入時に保険金額を平均所得額より高く設定していたことが判明した場合またはご加入後に所得の平均所得額が著しく減少した場合

③ (育英費用補償特約をセットした契約のみ) 扶養者の変更が発生した場合

7 補償の開始・終了時期

- (1) 補償の開始: 始期日の午後4時 (保険申込書に異なる時刻が記載されている場合はその時刻)

- (2) 補償の終了: 満期日の午後4時に終わります。

8 保険金をお支払いできない主な場合

「契約概要のご説明」**2 基本となる補償**等 (2) 保険金をお支払いできない主な場合をご確認ください。

9 保険料の払込猶予期間等の取扱い

分割払でご契約の場合、引受保険会社が傷害死亡保険金をお支払いすべき事故が発生したときには、未払込分の保険料を請求することがあります。

10 解約と解約返れい金

ご契約を解約する場合には、保険契約者を通じ、取扱代理店または引受保険会社までお申出ください。

● ご契約の解約に際しては、ご加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還します。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。

● 始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により、追加の保険料をご請求する場合があります。追加で請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。

11 被保険者からの解約

被保険者が保険契約者以外の方で、次の①から⑥のいずれかに該当する場合は、その被保険者は、保険契約者にご契約の解約を求めることができます。この場合、保険契約者は、引受保険会社に対する通知をもって、ご契約を解約しなければなりません。

【被保険者が解約を求めることができる場合】

① この保険契約の被保険者となることについての同意をしていなかった場合

② 保険契約者または保険金を受け取るべき方に、次に該当する行為のいずれかがあった場合

・ 引受保険会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害等を発生させ、または発生させようとした場合

・ この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとした場合

③ 保険契約者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当する場合

④ 他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合

⑤ 保険契約者または保険金を受け取るべき方が、上記②から④までの場合と同程度にその被保険者のこれらの方に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を発生させた場合

⑥ 保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了などにより、この保険契約の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合

※1 上記①に該当する場合は、その被保険者は、引受保険会社に対する通知をもって、保険契約を解約することができます。その際は本人であることを証明する資料等を提出してください。

※2 解約する範囲はその被保険者にかかる部分に限ります。

※3 夫婦型、配偶者対象型または家族型で、本人について解約請求または本人による解約が行われた場合は、保険契約者は以下のいずれかの手続きを行わなければならない。ただし、この保険契約において、その本人が傷害後遺障害保険金を受け取っていた場合は、b. によるものとします。

a. 家族のうち新たに本人となる方の同意を得て、本人をその方に変更すること b. この保険契約の解約

12 保険会社破綻時の取扱い

損害保険会社が経営破綻した場合に保険契約者等を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しています。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が破綻した場合でも、保険金、解約返れい金等はケガの補償については80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

※ケガの補償以外の保険金、解約返れい金等の補償割合は、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

13 個人情報の取扱いについて

本保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申込みください。

【個人情報の取扱いについて】

本保険契約に関する個人情報は、引受保険会社が保険引受の審査、本保険契約の履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社グループ会社 (海外にあるものを含む) が他の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。また、上記の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先 (保険代理店を含む)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、一般社団法人日本損害保険協会、他の損害保険会社、再保険会社等 (いずれも海外にあるものを含む) に提供することがあります。

ただし、保健医療等の特別な非公開情報 (センシティブ情報) については、保険業法施行規則 (第53条の10) により、利用目的が限定

されています。

詳細については、あいおいニッセイ同和損害保険（株）のホームページ（<https://www.aioinissaydowa.co.jp/>）をご覧ください。

＜その他ご注意いただきたいこと＞

■危険を有する職業に変更した場合のご注意

夫婦型・家族型・配偶者対象外型のご契約で、被保険者がテストライダー、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、プロボクサー、プロレスラー等の職業に変更した場合は、その職業に従事中のケガについては保険金をお支払いできません。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

■ご契約内容および事故報告内容の確認について

損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適切かつ迅速・確実なお支払いを確保するため、契約締結および事故発生の際、同一被保険者または同一事故にかかるご契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っています。確認内容は、上記目的以外には用いません。ご不明の点は、引受保険会社までお問合わせください。

※具体的には、損害保険の種類、保険契約者名、被保険者名、保険金額、被保険者同意の有無、取扱損害保険会社等の項目について確認を行っています。

■無効・取消し・失効について

(1) 次のいずれかの場合は、この保険契約は無効となります。①は、既に払い込んだ保険料は返還できません。②は、保険料の全額を返還します。

①保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって契約を締結した場合

②被保険者本人の法定相続人以外の方を傷害死亡保険金受取人とする場合に、保険契約者以外の方を被保険者本人とする保険契約について、その被保険者本人の同意を得なかった場合

(2) 保険契約者、被保険者または保険金受取人の詐欺または強迫によって契約を締結した場合は、この保険契約は取消しとなる場合があります。この場合、既に払い込んだ保険料は返還できません。

(3) 次のいずれかの場合は、この保険契約は失効となります。この場合、既に払い込んだ保険料は普通保険約款・特約に定める規定により返還します。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。（注1）

①本人型でご契約の場合は、被保険者が死亡（注2）したとき

②夫婦型、配偶者対象外型または家族型でご契約の場合は、被保険者が死亡（注2）し、夫婦型、配偶者対象外型または家族型の被保険者の範囲に該当する被保険者がいなくなったとき

（注1）上記①、②以外にも保険金をお支払いした場合等に失効となる特約があります。詳細は、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

（注2）傷害死亡保険金をお支払いするケガにより被保険者が死亡した場合は、傷害保険金部分の保険料は返還できません。

■重大事由による解除

次のことがある場合には、ご契約または特約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

①保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガ・損害または事故等を発生させ、または発生させようとしたこと。

②被保険者または保険金を受け取るべき方が保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。

③保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。

④複数の保険契約に加入することで被保険者の保険金額等の合計額が著しく過大となる場合

⑤上記のほか、①～④と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を発生させたこと。

■税法上の取扱い（2019年3月現在）

保険料負担者が個人の場合、払い込んだ保険料のうち、ご加入内容により所定の金額について、税法上の生命保険料控除の対象となります。

※上記「税法上の取扱い」は、今後の税制改正により変更となる場合がありますので、ご注意ください。

■請求権等の代位について

所得補償保険金等について、損害が発生したことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権（注）を取得した場合に、引受保険会社がその損害に対して保険金をお支払いしたときは、その債権は引受保険会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

(1) 引受保険会社が損害の額の全額を保険金としてお支払いした場合：被保険者が取得した債権の全額

(2) 上記（1）以外の場合：被保険者が取得した債権の額から、保険金をお支払いしていない損害の額を差し引いた額

（注）共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

※1 所得補償保険金のお支払いの前に、被保険者が第三者から損害賠償を受け、その損害賠償に所得補償保険金に相当する額が含まれている場合は、引受保険会社はその額を差し引いた損失の額に対して所得補償保険金をお支払いします。

※2 上記以外の保険金についても請求権等の代位に関して規定されている場合があります。詳細はご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご確認ください。

■共同保険について

あいおいニッセイ同和損害保険（株）および他の損害保険会社との共同保険契約となる場合には、それぞれの引受保険会社は引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。あいおいニッセイ同和損害保険（株）は、引受幹事保険会社として、他の引受保険会社を代理・代行して保険料の受領、保険証券の発行、保険金のお支払いその他の業務または事務を行っています。

■事故が起こった場合

1 事故が起こった場合

(1) 事故が起こった場合、30日以内に取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡がない場合、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

(2) 他の保険契約等がある場合には、事故のご連絡の際にお申出ください。

(3) 賠償責任・法律相談費用・弁護士費用等を補償する特約の場合、賠償事故・被害事故に関わる示談交渉・弁護士への法律相談・損害賠償請求権の委任等は、必ず引受保険会社とご相談のうえ、おすすめください。

＜示談交渉サービス＞

日本国内において発生した日常生活賠償特約の対象となる賠償事故について被保険者のお申出があり、かつ被保険者の同意が得られれば、引受保険会社は原則として被保険者のために示談交渉をお引受けします。また、日本国内において発生した日常生活賠償特約の対象となる賠償事故で保険金が支払われる場合、被害者が保険金相当の損害賠償額を引受保険会社へ直接請求することもできます。

＜示談交渉を行うことができない主な場合＞

- ・1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が日常生活賠償特約で定める保険金額を明らかに超える場合
- ・相手の方が引受保険会社との交渉に同意しない場合
- ・相手の方との交渉に際し、正当な理由なく被保険者が引受保険会社への協力を拒んだ場合
- ・被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合

(4) 携行品、受託物賠償責任を補償する特約の場合、対象となる盗難事故が発生したときは、遅滞なく警察に届け出てください。

(5) 被保険者が実際に被った損害などを補償する特約については、補償が重複する他の保険契約等がある場合、発生した損害に対して既に支払われた保険金の有無によって、引受保険会社がお支払いする保険金の額が異なります。詳細はご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご確認ください。

＜引受保険会社がお支払いする保険金の額＞（注1）

①他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は、支払責任額（注2）をお支払いします。

②他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、支払責任額（注2）を限度に、実際の損害の額から他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた額をお支払いします。

(注1) お支払いする保険金の額は、補償の内容や他の保険契約等の保険金の支払条件によっては、上記と異なる場合があります。

(注2) 支払責任額とは、他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

2 保険金の支払請求時に必要となる書類等

被保険者または保険金を受け取るべき方は、<別表「保険金請求書類」>のうち引受保険会社が求める書類を提出する必要があります。なお、必要に応じて<別表「保険金請求書類」>以外の書類のご提出をお願いする場合がありますので、ご了承ください。

3 保険金のお支払時期

引受保険会社は被保険者または保険金を受け取るべき方より保険金請求書類の提出を受けた後その日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするため必要となる事項の確認を終えて、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査が必要な場合には、引受保険会社は普通保険約款・特約に定める期日までに保険金をお支払いします。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

4 保険金の代理請求

被保険者に保険金を請求できない次のような事情がある場合に、下記【被保険者の代理人となりうる方】が被保険者の代理人として保険金を請求することができる制度（「代理請求制度」といいます）があります（被保険者に法定代理人がいる場合や第三者に保険金の請求を委任している場合は、この制度は利用できません）。

●保険金等の請求を行う意思表示が困難であると引受保険会社が認めた場合

●引受保険会社が認める傷病名等の告知を受けていない場合 など

【被保険者の代理人となりうる方】

①被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注）

②上記①の方がいない場合や、上記①の方が保険金を請求できない事情がある場合には、その被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族

③上記①および②の方がいない場合や、上記①および②の方に保険金を請求できない事情がある場合には、上記①以外の配偶者（注）または上記②以外の3親等内の親族

(注) 法律上の配偶者に限ります。

万一、被保険者が保険金を請求できない場合に備えて、上記に該当する方々にご契約の存在や代理請求制度の概要等をお知らせくださるようお願いいたします。被保険者の代理人からの保険金の請求に対して引受保険会社が保険金をお支払いした後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、引受保険会社は保険金をお支払いできません。

5 保険金請求権の時効

保険金請求権については時効（3年）がありますのでご注意ください。保険金請求権が発生する時期等、詳細はご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご確認ください。

<別表「保険金請求書類」>

(1)	保険金請求書（個人情報の取扱いに関する同意を含みます）
(2)	引受保険会社の定める傷害（疾病・損害など）状況報告書 ※事故日時、発生場所、原因等を申告する書類をいいます。また、事故状況を確認するためにこの報告書の他、(5)～(9)に掲げる書類も必要な場合があります。
(3)	被保険者であることを確認する書類 書類の例 ・ 家族関係の証明書類（住民票、戸籍謄本） など
(4)	保険金の請求権をもつことの確認書類 書類の例 ・ 印鑑証明書、資格証明書 ・ 戸籍謄本 ・ 委任状 ・ 未成年者用念書 【質権が設定されている場合】・ 質権者への支払確認書 ・ 保険金直接支払指図書 ・ 債務額現在高通知書 など
(5)	ケガに関する保険金を請求する場合に必要な書類
①	保険事故の発生を示す書類 書類の例 ・ 公的機関が発行する証明書（事故証明書など） ・ 死亡診断書または死体検案書 など
②	保険金支払額の算出に必要な書類 書類の例 ・ 引受保険会社の定める診断書 ・ 領収書 ・ 後遺障害診断書 ・ レントゲン等の検査資料 など
③	その他の書類 書類の例 ・ 運転資格を証する書類（免許証など） ・ 調査同意書（引受保険会社がケガの状況や程度などの調査を行うために必要な同意書） など
(6)	疾病に関する保険金を請求する場合に必要な書類
①	保険金支払額の算出に必要な書類 書類の例 ・ 引受保険会社の定める診断書または領収書 ・ 先進医療費用の支出を証する書類 など
②	その他の書類 書類の例 ・ 調査同意書（引受保険会社が疾病の状況や程度などの調査を行うために必要な同意書） など
(7)	所得に関する保険金を請求する場合に必要な書類
①	保険事故の発生を示す書類 書類の例 ・ 公的機関が発行する証明書（事故証明書など） など
②	保険金支払額の算出に必要な書類 書類の例 ・ 引受保険会社の定める診断書 ・ 所得確認書類（源泉徴収票、確定申告書、決算書など） など
③	その他の書類 書類の例 ・ 調査同意書（事故またはケガ・病気などの調査を行うために必要な同意書） など
(8)	損害賠償責任に関する保険金を請求する場合に必要な書類
①	保険事故の発生を示す書類 書類の例 ・ 公的機関が発行する証明書（罹災証明書・事故証明書）またはこれに代わるべき書類（被害届出受理番号を記入した書類） ・ 賃貸借契約書、マンション管理規約、居住者名簿 ・ 預かり伝票など受託物であることの確認資料 ・ 事故原因、発生場所、被害状況の見解書、写真 など
②	保険金支払額の算出に必要な書類 書類の例 ・ 修理見積書、請求明細書、領収書 ・ 損害賠償内容申告書 ・ 示談書またはこれに代わるべき書類 ・ 休業損害確認資料（休業損害証明書、源泉徴収票、所得証明書、確定申告書） ・ 交通費、諸費用の明細書 ・ 購入時の領収書、保証書、仕様書 ・ 図面（配置図、建物図面） ・ 引受保険会社の定める診断書、診療報酬明細書、後遺障害診断書、施術証明書兼施術費明細書 ・ レントゲンなどの検査資料 ・ 死亡診断書または死体検案書 ・ 葬儀費明細書、領収書 ・ その他の費用の支出を示す書類 ・ 受領している年金額の確認資料 ・ 労災からの支給額の確認資料 など
③	その他の書類 書類の例 ・ 権利移転書 ・ 先取特権に関わる書類（被害者への賠償金のお支払いを証明する書類、被害者承諾を証明する書類） ・ 調査同意書（引受保険会社が事故または被害の調査を行うために必要な同意書） など
(9)	その他費用に関する保険金を請求する場合に必要な書類
①	保険事故の発生を示す書類

	書類の例	・ 公的機関が発行する証明書（事故証明書、盗難届証明書など） ・ 扶養者などの戸籍謄本 ・ ホールインワン・アルパトロス証明書 ・ 損害物の写真	など
②	保険金支払額の算出に必要な書類		
	書類の例	・ 被害品の価格を証明する書類 ・ 修理見積書 ・ 領収書	など
③	その他の書類		
	書類の例	・ 他の保険契約等がある場合はその内容がわかるもの ・ 調査同意書（引受保険会社が事故または損害の調査を行うために必要な同意書）	など

＜ご加入いただく内容に関する確認事項(ご意向の確認)＞

この保険商品およびご契約プランは、引受保険会社で把握したお客さま情報およびご意向に基づき提案させていただいております。加入申込票にご記入の内容が、最終的にお客さまのご意向に沿った内容であるか再度ご確認、ご了解のうえご加入ください。また、払い込む保険料が正しいものとなるよう保険料算出に関わる事項などについてもご確認ください。その結果、修正すべき点があった場合は、加入内容を訂正させていただきます。なお、ご不明な点などございましたら保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までご連絡くださいますようお願い申し上げます。

●今回お申込みのご契約についてご確認をお願いいたします。

1. 被保険者に関する「氏名」「生年月日」「年齢」「性別」「職業・職務」について、すべて正しい内容となっていることをご確認ください。
2. 「他の保険契約等」「保険金請求歴」について、正しい内容となっていることをご確認ください。
3. 下記項目について、お客さまのご意向どおりとなっていることをご確認ください。
 - ①補償内容（お支払いする保険金、保険金をお支払いする場合、保険金をお支払いできない場合など）
 - ②保険金額（ご契約金額）（型やパターンなど）
 - ③被保険者の範囲（ご本人のみの補償、ご家族を含めての補償など）※保険期間、保険料に関する事項および契約者配当金制度の有無については「契約概要のご説明」に記載のとおりを設定であることをご確認ください。
4. 所得補償特約をセットする場合の所得補償保険金額は、平均所得額の範囲内で設定されていることをご確認ください。
※所得補償保険金額の設定については「契約概要のご説明」[2](#)基本となる補償 等（4）保険金額の設定をご確認ください。
5. 補償が重複する可能性のある特約をセットした他のご契約の有無をご確認いただき、特約のセット要否をご確認ください。

●現在ご加入のご契約（満期を迎えるご契約）にご不明な点がある場合には、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお申出ください。

お問い合わせ窓口

保険商品・契約内容に関するお問い合わせ

パンフレット等に記載の取扱代理店までご連絡ください。

引受保険会社の連絡・相談・苦情窓口

引受保険会社へのご相談・苦情がある場合

0120-101-060 (無料)

- 受付時間 平日 9:00～17:00
- 土・日・祝日および年末年始は休業させていただきます。
- ご加入の団体名(会社・官公庁・学校・組合・会等)をお知らせください。「加入者証」等をお持ちの場合、お手元にご用意ください。
- 一部のご用件は営業店等からのご対応となります。

事故が起こった場合

遅滞なくご加入の取扱代理店または下記にご連絡ください。

あいおいニッセイ同和損保
あんしんサポートセンター

0120-985-024 (無料)

- 受付時間 24時間 365日
- おかけ間違いにご注意ください。
- IP電話からは 0276-90-8852 (有料) におかけください。

指定紛争解決機関

引受保険会社との間で問題を解決できない場合

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

[ナビダイヤル(全国共通・通話料有料)] 0570-022-808

- 受付時間[平日 9:15～17:00(土・日・祝日および年末年始を除きます)]
- 電話会社の通話料割引サービスや料金プランの無料通話は利用できません。
- 携帯電話からも利用できます。
- 電話リレーサービス、IP電話からは 03-4332-5241 におかけください。
- おかけ間違いにご注意ください。
- 詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
(<https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html>)

<引受保険会社>

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

お支払いする保険金および費用保険金のご説明【団体総合生活補償保険】＜傷害補償（標準型）＞

団体総合生活補償保険の普通保険約款、主な特約の補償内容および保険金をお支払いできない主な場合をご説明します。詳しくは、ご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご参照ください。

ケガに関する補償

■被保険者の範囲

ケガに関する補償の被保険者は、被保険者の範囲に関する特約（「夫婦型への変更に関する特約」、「配偶者対象外型への変更に関する特約」または「家族型への変更に関する特約」をいいます）のセット有無により次の表の○印に該当する方となります。なお、ご本人と配偶者、ご本人または配偶者と親族の方との関係は、ケガの原因となった事故が発生した時におけるものをいいます。

セットされる特約	補償の対象となる方		
	ご本人※1	配偶者※2	親族
①被保険者の範囲に関する特約がセットされない場合	○	—	—
②「夫婦型への変更に関する特約」がセットされる場合	○	○	—
③「配偶者対象外型への変更に関する特約」がセットされる場合	○	—	○※3
④「家族型への変更に関する特約」がセットされる場合	○	○	○※4

※1 保険証券記載の被保険者をいいます。

※2 ご本人の配偶者※5をいいます。

※3 ご本人と「同居の親族※6」または「別居の未婚※7の子」をいいます。

※4 ご本人またはその配偶者※5の「同居の親族※6」または「別居の未婚※7の子」をいいます。

※5 配偶者とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。

※6 親族とは、6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。

※7 未婚とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。

■傷害補償（標準型）特約の補償内容

1. 被保険者が被った次の傷害（「ケガ」といいます）に対して保険金をお支払いします。

①「交通事故危険のみ補償特約」をセットしない場合	急激かつ偶然な外来の事故によって被ったケガ
②「交通事故危険のみ補償特約」をセットした場合	次のいずれかのケガ a. 運行中の交通乗用具に搭乗していない被保険者が、運行中の交通乗用具との衝突、接触等の交通事故または運行中の交通乗用具の衝突、接触、火災、爆発等の交通事故によって被ったケガ b. 運行中の交通乗用具の正規の搭乗装置もしくはその装置のある室内に搭乗している被保険者または乗客として改札口を有する交通乗用具の乗降場構内（改札口の内側）にいる被保険者が、急激かつ偶然な外来の事故によって被ったケガ c. 道路通行中の被保険者が、作業機械としてのみ使用している工作用自動車との衝突、接触等または作業機械としてのみ使用している工作用自動車の衝突、接触、火災、爆発等の事故によって被ったケガ d. 交通乗用具の火災によって被ったケガ ※交通乗用具とは、電車、自動車、原動機付自転車、自転車、航空機、船舶などをいいます。

※ ケガには、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に発生する中毒症状を含みます。

(注)「就業中のみの傷害危険補償（事業主・役員・従業員）特約」がセットされた場合、職業または職務従事中（通勤途上を含みます）に被ったケガに限り、保険金をお支払いします。

(注)「就業中の傷害危険対象外特約」がセットされた場合、職業または職務従事中に被ったケガについては保険金のお支払い対象とはなりません。ただし、通勤途上で被ったケガに対しては保険金をお支払いします。

(注)「管理下中の傷害危険補償特約」がセットされた場合は、ご契約時に定めた管理下中に被ったケガに限り、保険金をお支払いします。

(注)「自転車搭乗中等のみ補償特約」がセットされた場合は、次に掲げるケガに限り、保険金をお支払いします。

① 自転りに乗車している被保険者が、急激かつ偶然な外来の事故によって被ったケガ

② 自転りに乗車していない被保険者が、運行中の自転車との衝突・接触によって被ったケガ

2. 傷害補償（標準型）特約の補償内容は次のとおりです。

(注)既に存在していた身体の障害または病気の影響などによりケガ等の程度が大きくなった場合は、その影響がなかった場合に相当する金額をお支払いします。

(注)「保険金をお支払いする場合」において、治療とは医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。

(注)「保険金をお支払いできない主な場合」において、「自動車等」とは、自動車または原動機付自転車をいいます。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
傷害死亡保険金 ※「傷害死亡保険金対象外特約」がセットされた場合は、補償しません。	事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合	傷害死亡・後遺障害保険金額の全額 ※ 保険期間中に、既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合、傷害死亡・後遺障害保険金額からその額を差し引いてお支払いします。 ※ 『特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約」がセットされた場合、傷害死亡・後遺障害保険金額からお支払いした特定感染症に関する後遺障害保険金の額を差し引いた額が限度となります。 ※ 「交通事故危険増額支払（保険金額別建用）特約」がセットされた場合、前記1.	● 「自転車搭乗中等のみ補償特約」以外の場合 (1) 次のいずれかによるケガについては、保険金をお支払いできません。 ① 保険契約者※1、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 ② 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為 ③ 被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故 ア. 法令に定められた運転資格を持たないで自動車等を運転している間 イ. 道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間 ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
		②のケガにより死亡したときは、増額部分の保険金額（保険期間中に後遺障害に対して既にお支払いした増額部分の保険金額がある場合は、その額を差し引いた額）を加算してお支払いします。	の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間 ④被保険者の脳疾患、病気または心神喪失 ⑤被保険者の妊娠、出産、早産または流産 ⑥保険金をお支払いすべきケガの治療以外の被保険者に対する外科的手術その他の医療処置 ⑦被保険者に対する刑の執行 ⑧戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※2 ⑨地震もしくは噴火またはこれらによる津波※3 ⑩核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故 ⑪上記⑩以外の放射線照射または放射能汚染 (2) 次のいずれかの場合についても保険金をお支払いできません。 ①むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの※4 ②細菌性食中毒・ウイルス性食中毒※5 など
傷害後遺障害保険金 ※「傷害後遺障害保険金対象外特約」がセットされた場合は、補償しません。	事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に約款所定の後遺障害が発生した場合 ※ 事故の発生の日からその日を含めて180日を超えて治療中である場合は、181日目における医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定します。	$\text{傷害死亡・後遺障害保険金額} \times \text{約款所定の保険金支払割合 (4\% \sim 100\%)}$ ※ 保険期間を通じ、合算して傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。 ※ 『特定感染症危険「後遺障害保険金」補償特約』がセットされた場合、傷害死亡・後遺障害保険金額からお支払いした特定感染症に関する後遺障害保険金の額を差し引いた額が限度となります。 ※ 「傷害後遺障害保険金の追加支払に関する特約」がセットされた場合、傷害後遺障害保険金をお支払いし、かつ、事故の発生の日からその日を含めて180日経過後も生存しているときに、傷害後遺障害保険金の額に保険証券記載の倍数を乗じた額を追加してお支払いします。 ※ 「傷害後遺障害等級第1～7級限定補償特約」がセットされた場合、被保険者に発生した後遺障害について、保険金支払割合が「42%以上」となる場合に限り、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 ※ 「交通事故危険増額支払（保険金額別建用）特約」がセットされた場合、前記1. ②のケガにより後遺障害を被ったときは、増額部分の保険金額に上記算式の保険金支払割合を乗じた額を加算してお支払いします。ただし、保険期間を通じ、合算して増額部分の保険金額が限度となります。	※1 被保険者の範囲に関する特約がセットされない場合に限ります。 ※2 テロ行為によって発生したケガに関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。 ※3 「天災危険補償特約」がセットされた場合、保険金お支払いの対象となります。 ※4 被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。 ※5 「食中毒補償特約」がセットされた場合、保険金お支払いの対象となります。ただし、死亡保険金に関しては、約款所定の条件に該当した場合に限ります。 (3) 次のいずれかによって発生したケガについては、保険金をお支払いできません。 ○「交通事故危険のみ補償特約」をセットしない場合
傷害入院保険金	事故によるケガの治療のため、入院し、その入院が傷害入院保険金の免責期間※を超えて継続した場合 ※ 事故の発生の日からその日を含めて保険証券記載の免責期間が満了するまでの期間をいいます。	$\text{傷害入院保険金日額} \times \text{入院日数}$ ※ 事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院を対象とし、1事故につき、180日が限度となります。 ※ 入院日数には、傷害入院保険金の免責期間の満了日以前の入院日数を含みません。 ※ 「傷害入院保険金、傷害手術保険金および傷害通院保険金支払条件変更(フランチャイズ)特約(傷害補償(標準型)特約用)」がセットされた場合、傷害入院保険金の免責期間の満了日までの入院についても、入院日数に含めてお支払いします。 ※ 「交通事故危険増額支払（保険金額別建用）特約」がセットされた場合、前記1. ②のケガにより入院したときは、増額部分の入院保険金日額に入院日数を乗じた額を加算してお支払いします。	①被保険者が次のいずれかに該当する間の事故 ア. 乗用具(*1)を用いて競技等(*2)をしている間（ウ. に該当しない「自動車等を用いて道路上で競技等(*2)をしている間」を除きます） イ. 乗用具(*1)を用いて競技等(*2)を行うことを目的とする場所において、競技等(*2)に準ずる方法・態様により、乗用具(*1)を使用している間（ウ. に該当しない「道路上で競技等(*2)に準ずる方法・態様により、自動車等を使用している間」を除きます） ウ. 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等を用いて競技等(*2)をしている間または競技等(*2)に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間 ②被保険者が山岳登はん（ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング（フリークライミングを含みます）をいい、登る壁の高さが5m以下のボルダリングは含みません）、職務以外の航空機操縦、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 ③被保険者の範囲に関する特約がセットされた場合は、被保険者がテストライダー、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、プロボクサー、プロレスラー等やその他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業に従事している間の事故 など (*1) 乗用具とは、自動車等またはモーターボート
傷害手術保険金 ※「傷害手術保険金対象外特約」がセットされた場合は、補償しません。	事故によるケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に手術を受けた場合 ※ 手術とは、次の診療行為をいいます。 ①公的医療保険制度において手術料の対象となる診療行為。ただし、次の診療行為は保険金お支払いの対象になりません。 ・ 創傷処理 ・ 皮膚切開術 ・ デブリードマン	①入院中に受けた手術 $\text{傷害入院保険金日額} \times 10$ ②上記①以外の手術 $\text{傷害入院保険金日額} \times 5$ ※ 入院中とは、手術を受けたケガの治療のために入院している間をいいます。 ※ 1事故につき、1回の手術に限ります。なお、上記①と②の両方に該当する手術を受けた場合は、上記①の手術を1回受けたものとします。 ※ 傷害入院保険金の免責期間の満了日の翌日以降の手術が対象となります。 ※ 「傷害入院保険金、傷害手術保険金および	

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
	<ul style="list-style-type: none"> 骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術 抜歯手術 歯科診療固有の診療行為 <p>②先進医療（*1）に該当する診療行為（*2）</p> <p>（*1）手術を受けた時点において、厚生労働大臣が定める先進的な医療技術をいいます。また、先進医療ごとに定める施設基準に適合する病院等において行われるものに限り、対象となる手術、医療機関および適応症は限定されます。</p> <p>（*2）治療を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限り、診断、検査等を直接の目的とした診療行為および注射、点滴、薬剤投与（全身・局所）、放射線照射、温熱療法による診療行為を除きます。</p>	<p>傷害通院保険金支払条件変更（フランチャイズ）特約（傷害補償（標準型）特約用）」がセットされた場合、免責期間の満了日の翌日以降に入院または通院しているときは、免責期間の満了日までの手術についても、お支払いの対象となります。</p> <p>※ 「交通事故危険増額支払（保険金額別建用）特約」がセットされた場合、前記1. ②のケガにより手術を受けたときは、増額部分の入院保険金日額の10倍（上記①）または5倍（上記②）を加算してお支払いします。</p>	<p>等をいいます。</p> <p>（*2）競技等とは、競技、競争、興行（これらのための練習を含みます）または試運転（性能試験を目的とする運転もしくは操縦）をいいます。</p> <p>○ 「交通事故危険のみ補償特約」をセットした場合および「交通事故危険増額支払（保険金額別建用）特約」による増額部分</p> <p>①被保険者が次のいずれかに該当する間の事故</p> <p>ア. 交通乗用具を用いて競技等（*）をしている間（ウ. に該当しない「交通乗用具のうち軌道を有しない陸上の乗用具を用いて道路上で競技等（*）をしている間」を除きます）</p> <p>イ. 交通乗用具を用いて競技等（*）を行うことを目的とする場所において、競技等（*）に準ずる方法・態様により、交通乗用具を使用している間（ウ. に該当しない「道路上で競技等（*）に準ずる方法・態様により、交通乗用具のうち軌道を有しない陸上の乗用具を使用している間」を除きます）</p> <p>ウ. 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、交通乗用具のうち軌道を有しない陸上の乗用具を用いて競技等（*）をしている間または競技等（*）に準ずる方法・態様により交通乗用具のうち軌道を有しない陸上の乗用具を使用している間</p> <p>②船舶に搭乗することを職務とする被保険者（養成所の職員・生徒である場合を含みます）が、職務または実習のために船舶に搭乗している間の事故</p> <p>③「航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機」以外の航空機を被保険者が操縦している間の事故またはその航空機に搭乗することを職務とする被保険者が職務上搭乗している間の事故</p> <p>④被保険者が、グライダー、飛行船、超軽量動力機、ジャイロプレーンに搭乗している間の事故</p> <p>⑤被保険者が職務として、荷物などの交通乗用具への積み込み作業、交通乗用具からの積卸し作業、または交通乗用具上での整理作業をしている間の、その作業に直接起因する事故</p> <p>⑥被保険者が職務として、交通乗用具の修理、点検、整備または清掃の作業をしている間の、その作業に直接起因する事故</p> <p>など</p> <p>（*）競技等とは、競技、競争、興行（これらのための練習を含みます）、訓練（自動車等の運転資格を取得するための訓練を含みません）または試運転（性能試験を目的とする運転または操縦）をいいます。</p>
<p>傷害通院保険金</p>	<p>事故によるケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて保険証券記載の傷害通院保険金の免責期間が満了した日の翌日以降に、通院した場合</p> <p>※ 通院とは、病院・診療所に通い、または往診・訪問診療により、治療を受けることをいい、オンライン診療による診察を含みます。なお、同月に複数回のオンライン診療を受けた場合で、公的医療保険制度においてオンライン診療料を1回算定された場合は、最初の1回のみ通院したものとみなします。</p> <p>※ 治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは、通院に含まれません。</p>	<p>傷害通院保険金日額 × 通院日数</p> <p>※ 事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院を対象とし、1事故につき、90日が限度となります。</p> <p>※ 通院日数には、傷害通院保険金の免責期間の満了日以前の通院日数を含みません。</p> <p>※ 「傷害入院保険金、傷害手術保険金および傷害通院保険金支払条件変更（フランチャイズ）特約（傷害補償（標準型）特約用）」がセットされた場合、事故の発生の日から傷害通院保険金の免責期間の満了日までの通院についても、通院日数に含めて保険金をお支払いします。</p> <p>※ 「実通院日のみの傷害通院保険金支払特約」がセットされた場合を除き、通院しない場合においても、約款所定の部位のケガによりその部位を固定するために、医師の指示によりギプス等を常時装着した期間は、通院日数に含めてお支払いします。</p> <p>※ 「実通院日のみの傷害通院保険金支払特約」がセットされた場合は、現実に通院した日に限り保険金をお支払いします。</p> <p>※ 「交通事故危険増額支払（保険金額別建用）特約」がセットされた場合、前記1. ②のケガにより通院したときは、増額部分の通院保険金日額に通院日数を乗じた額を加算してお支払いします。</p>	<p>● 「自転車搭乗中等のみ補償特約」の場合</p> <p>(1) 次のいずれかによるケガについては、保険金をお支払いできません。</p> <p>① 保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失</p> <p>② 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為</p> <p>③ 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※</p> <p>④ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波</p> <p>⑤ 核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故</p> <p>⑥ 上記⑤以外の放射線照射または放射能汚染 など</p> <p>※ テロ行為によって発生したケガに関しては自動車セットの特約により保険金お支払いの対象となります。</p> <p>(2) 次のいずれかの場合についても保険金をお支払いできません。</p> <p>① むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの</p> <p>※</p>

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
			②細菌性食中毒・ウイルス性食中毒 ※ 被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。 (3) 次のいずれかに該当する間の事故によって発生したケガについては、保険金をお支払いできません。 ① 自転車をを用いて競技等(*)をしている間(③に該当しない「自転車をを用いて道路上で競技等(*)をしている間」を除きます) ② 自転車をを用いて競技等(*)を行うことを目的とする場所において、競技等(*)に準ずる方法・態様により自転車をを使用している間(③に該当しない「道路上で競技等(*)に準ずる方法・態様により自転車をを使用している間」を除きます) ③ 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自転車をを用いて競技等(*)をしている間または競技等(*)に準ずる方法・態様により自転車をを使用している間 (*) 競技等とは、競技、競争、興行(これらのための練習を含みます)または試運転(性能試験を目的とする運転または操縦)をいいます。

※ 「傷害入院保険金および傷害手術保険金支払日数短縮(60日)特約」、「傷害入院保険金および傷害手術保険金支払日数短縮(90日)特約」、「傷害入院保険金および傷害手術保険金支払日数短縮(120日)特約」、「傷害入院保険金および傷害手術保険金支払日数延長(365日)特約」、「傷害入院保険金および傷害手術保険金支払日数延長(730日)特約」または「傷害入院保険金および傷害手術保険金支払日数延長(1095日)特約」がセットされた場合、お支払いの対象となる入院の期間および限度ならびにお支払いの対象となる手術を受ける期間は、特約に記載された期間(60日、90日、120日、365日、730日または1095日)となります。

※ 「傷害通院保険金支払日数短縮(30日)特約」または「傷害通院保険金支払日数短縮(60日)特約」がセットされた場合、1事故につき、特約に記載された日数(30日または60日)がお支払いの限度となります。また、「傷害通院保険金支払日数延長(1095日)特約」がセットされた場合、事故の発生の日からその日を含めて1,095日以内の通院を対象とし、1事故につき、90日がお支払いの限度となります。

■傷害補償(標準型)特約の補償条件に関する主な特約

傷害補償(標準型)特約の補償条件を拡大または制限する特約のうち主なものは下記のとおりです。

特約名	概要
自宅外かつ就業外かつ学校管理下外の傷害2倍支払特約	自宅外かつ就業外かつ学校管理下外においてケガを被った場合、傷害補償(標準型)特約の保険金と同額を追加してお支払いする特約です。
熱中症危険補償特約	被保険者が急激かつ外来による日射または熱射によってその身体に障害を被った場合についても、傷害後遺障害保険金、傷害入院保険金、傷害手術保険金または傷害通院保険金をお支払いする特約です。 ※ 被保険者の死亡については対象外となります。
顔面、頭部、頸部 ^{のび} 傷害による傷害入院保険金および傷害通院保険金2倍支払特約	傷害入院保険金または傷害通院保険金をお支払いする場合において、被保険者が顔面・頭部または頸(けい)部にケガを被り、その部分の治療について切開、縫合、補綴などの外科手術または歯科手術を受けたときは、その治療期間に対する傷害入院保険金・傷害通院保険金の額を2倍にしてお支払いする特約です。
第三者の加害行為による保険金2倍支払特約	「第三者の故意による加害行為(警察への届出が必要です)」または「ひき逃げ(加害者が事故の発生の日からその日を含めて60日を経過してもなお特定できないものをいいます)」によって被保険者がケガを被った場合、傷害補償(標準型)特約の保険金を2倍にしてお支払いする特約です。
傷害入院保険金および傷害通院保険金の7日間2倍支払特約	傷害入院保険金をお支払いする日数の最初の7日または傷害通院保険金をお支払いする日数の最初の7日に対して、傷害入院保険金または傷害通院保険金を2倍にして支払う特約です。 ※ 同一事故により傷害入院保険金および傷害通院保険金の両方についてお支払いする場合は、傷害通院保険金を支払う日数は、7日から傷害入院保険金をお支払いする日数を差し引いた残りの日数を限度とします。傷害入院保険金をお支払いする日数が、7日以上ときは傷害通院保険金については対象外となります。
傷害入院保険金の7日間2倍支払特約	傷害入院保険金をお支払いする日数の最初の7日に対して、傷害入院保険金の2倍の額を支払う特約です。

■その他の傷害危険に関する特約の補償内容

被保険者が被ったケガ(*)などに対して保険金をお支払いします。

(*) 傷害補償(標準型)特約で保険金をお支払いするケガをいいます。

(注) 「就業中のみの傷害危険補償(事業主・役員・従業員)特約」がセットされた場合、職業または職務従事中(通勤途上を含みます)に被ったケガに限り、保険金をお支払いします。ただし、『特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約』については、職業または職務従事中に被った場合でもお支払いの対象となります。

(注) 「就業中の傷害危険対象外特約」がセットされた場合、職業または職務従事中に被ったケガについては保険金のお支払い対象とはなりません。ただし、通勤途上で被ったケガに対しては保険金をお支払いします。

(注) 「管理下中の傷害危険補償特約」がセットされた場合は、ご契約時に定めた管理下中に被ったケガに限り、保険金をお支払いします。

(注) 既に存在していた身体の障害または病気の影響などによりケガ等の程度が大きくなった場合は、その影響がなかった場合に相当する金額をお支払いします。

(注) 「保険金をお支払いする場合」において、治療とは医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。

特約名	保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
傷害入院時一時金補償特約	傷害入院時一時金	事故によるケガの治療のため、入院し、その状態が保険証券記載の免責日数を超えて継続した場合	<p>傷害入院時一時金額の全額</p> <p>※ 1 事故に基づく入院につき、1 回のお支払いに限ります。</p> <p>※ 『特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約』（以下、特定感染症補償特約といいます）がセットされた場合、特定感染症による入院の日数が保険証券記載の傷害入院時一時金補償特約の免責期間を超えて継続したときも、傷害入院時一時金をお支払いします。ただし、特定感染症補償特約の保険金をお支払いできない場合に該当するときは除きます。</p> <p>※ 「自宅外かつ就業外かつ学校管理下外の傷害 2 倍支払特約」、「第三者の加害行為による保険金 2 倍支払特約」または「顔面、頭部、頸（けい）部傷害による傷害入院保険金および傷害通院保険金 2 倍支払特約」がセットされた場合、その特定の事故によるケガについても、傷害入院時一時金を 2 倍にしてお支払いします。</p>	傷害補償（標準型）特約の「保険金をお支払いできない主な場合」と同じ
傷害退院時一時金補償特約	傷害退院時一時金	<p>①事故によるケガの治療のため、14 日以上継続して入院した後、生存して退院した場合</p> <p>②事故によるケガのため入院している日数が365日を超えた場合</p>	<p>傷害退院時一時金額の全額</p> <p>※ 1 事故に基づく入院につき、1 回のお支払いに限ります。（左記「保険金をお支払いする場合」の②に該当し、傷害退院時一時金をお支払いした後生存して退院し、左記「保険金をお支払いする場合」の①に該当した場合であっても、傷害退院時一時金はお支払いできません）</p> <p>※ 『特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約』（以下、特定感染症補償特約といいます）がセットされた場合、特定感染症による入院の日数が14日以上継続した後、生存して退院したときも、傷害退院時一時金をお支払いします。ただし、特定感染症補償特約の保険金をお支払いできない場合に該当するときは除きます。</p> <p>※ 「自宅外かつ就業外かつ学校管理下外の傷害 2 倍支払特約」、「第三者の加害行為による保険金 2 倍支払特約」または「顔面、頭部、頸（けい）部傷害による傷害入院保険金および傷害通院保険金 2 倍支払特約」がセットされた場合、その特定の事故によるケガについても、傷害退院時一時金を 2 倍にしてお支払いします。</p>	傷害補償（標準型）特約の「保険金をお支払いできない主な場合」と同じ
傷害長期入院一時金補償（270日）特約	傷害長期入院一時金	事故によるケガの治療のため、入院し、1 回の入院が保険証券記載の傷害長期入院日数（270日）以上継続した場合	<p>傷害長期入院一時金額の全額</p> <p>※ 1 事故に基づく入院につき、1 回のお支払いに限ります。</p> <p>※ 退院した日からその日を含めて 180 日以内に同一のケガにより再入院した場合は、前の入院とあわせて継続した 1 入院として取り扱います。</p> <p>※ 『特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約』（以下、特定感染症補償特約といいます）がセットされた場合、特定感染症による入院の日</p>	傷害補償（標準型）特約の「保険金をお支払いできない主な場合」と同じ

特 約 名	保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
			<p>数が傷害長期入院日数（270日）以上継続したときも、傷害長期入院一時金をお支払いします。ただし、特定感染症補償特約の保険金をお支払いできない場合に該当するときは除きます。</p> <p>※ 「自宅外かつ就業外かつ学校管理下の傷害2倍支払特約」、「第三者の加害行為による保険金2倍支払特約」または「顔面、頭部、頸（けい）部傷害による傷害入院保険金および傷害通院保険金2倍支払特約」がセットされた場合、その特定の事故によるケガについても、傷害長期入院一時金を2倍にしてお支払いします。</p>	
傷害長期入院一時金補償（365日）特約	傷害長期入院一時金	事故によるケガの治療のため、入院し、1回の入院が保険証券記載の傷害長期入院日数（365日）以上継続した場合	<p>傷害長期入院一時金額の全額</p> <p>※ 1事故に基づく入院につき、1回のお支払いに限ります。</p> <p>※ 退院した日からその日を含めて180日以内に同一のケガにより再入院した場合は、前の入院とあわせて継続した1入院として取り扱います。</p> <p>※ 『特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約』（以下、特定感染症補償特約といいます）がセットされた場合、特定感染症による入院の日数が傷害長期入院日数（365日）以上継続したときも、傷害長期入院一時金をお支払いします。ただし、特定感染症補償特約の保険金をお支払いできない場合に該当するときは除きます。</p> <p>※ 「自宅外かつ就業外かつ学校管理下の傷害2倍支払特約」、「第三者の加害行為による保険金2倍支払特約」または「顔面、頭部、頸（けい）部傷害による傷害入院保険金および傷害通院保険金2倍支払特約」がセットされた場合、その特定の事故によるケガについても、傷害長期入院一時金を2倍にしてお支払いします。</p>	傷害補償（標準型）特約の「保険金をお支払いできない主な場合」と同じ
傷害長期入院時保険金補償（90日ごと用）特約	傷害長期入院時保険金	事故によるケガの治療のため、入院し、その状態が90日以上となった場合	<p>傷害長期入院時保険金額</p> <p>※ 1回の事故につき、入院日数が事故の日からその日を含めて90日の倍数（整数）となるごとに保険金をお支払いします。ただし、事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の期間は含みません。</p> <p>※ 『特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約』（以下、特定感染症補償特約といいます）がセットされた場合、特定感染症による入院の日数が90日以上となったときも、傷害長期入院時保険金をお支払いします。ただし、特定感染症補償特約の保険金をお支払いできない場合に該当するときは除きます。</p> <p>※ 「自宅外かつ就業外かつ学校管理下の傷害2倍支払特約」、「第三者の加害行為による保険金2倍支払特約」または「顔面、頭部、頸（けい）部傷害による傷害入院保険金および傷害通院保険金2倍支払特約」がセットされた場合、そ</p>	傷害補償（標準型）特約の「保険金をお支払いできない主な場合」と同じ

特約名	保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
			の特定の事故によるケガについても、傷害長期入院時保険金を2倍にしてお支払いします。	
傷害部位・症状別保険金補償特約	傷害部位・症状別保険金	事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に治療を要した場合	①治療日数の合計が5日以上の場合 $\text{傷害部位・症状別保険金額} \times \text{約款所定の傷害部位・症状別保険金支払倍率 (5倍～120倍)}$ ②治療日数の合計が1日以上5日未満の場合 傷害部位・症状別保険金額 ※ 同一事故により被ったケガの部位または症状が約款所定の複数の項目に該当する場合は、そのうち最も高い支払倍率を乗じます。 ※ 「治療日数」とは、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に、ケガの治療のため入院または通院した日数をいいます。	傷害補償(標準型)特約の「保険金をお支払いできない主な場合」と同じ
固定具等装着時一時保険金補償特約	固定具等装着時一時保険金	事故によるケガの治療のため、次のいずれかに該当した場合 ①画像診断に基づき、四肢ギプス、体幹ギプス包帯、鎖骨ギプス包帯(片側)またはギプスベッドを装着した場合(公的医療保険において算定対象となるものに限ります) ②上記①以外の3日以上連続した固定具等装着の場合 ※ 固定具等装着とは、ケガを被った部位の固定または可動域制限を目的とした固定具等の装着をいいます。	$\text{傷害通院保険金日額} \times \text{約款所定の倍率 (3倍～20倍)}$ ※ 1事故に基づくケガにつき、1回を限度とします。 ※ 1事故に基づくケガに対して複数の固定具等を装着した場合、最も高い倍率を乗じます。	傷害補償(標準型)特約の「保険金をお支払いできない主な場合」と同じ
骨折・関節脱臼・腱断裂一時金支払特約	骨折・関節脱臼・腱断裂一時金	事故によるケガのため、約款所定の骨折・関節脱臼・腱断裂のいずれかに該当した場合	$\text{骨折・関節脱臼・腱断裂一時金額の全額}$ ※ 保険期間を通じて、1回を限度とします。	傷害補償(標準型)特約の「保険金をお支払いできない主な場合」と同じ
傷害による集中治療室等利用時一時保険金補償特約	傷害による集中治療室等利用時一時保険金	事故によるケガのため、入院し、傷害入院保険金の支払対象期間内に集中治療室管理等を受けた場合 ※ 集中治療室管理等とは、次のいずれにも該当する診療行為をいいます。 ①厚生労働省告示に定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病院において、内科系、外科系を問わず、呼吸、循環、代謝その他の重篤な急性機能不全の患者に対して、医師の必要と認める治療看護を強力かつ集中的に行う診療行為 ②公的医療保険制度において、救命救急入院料または集中治療室管理料の対象となる診療行為(歯科診療固有の診療行為は除きます)	$\text{傷害入院保険金日額} \times 20$ ※ 1事故に基づく入院につき、1回を限度とします。	傷害補償(標準型)特約の「保険金をお支払いできない主な場合」と同じ
心神喪失等による傷害事故一時金支払特約 (特定危険一時金支払特約セット)	特定危険一時金	脳疾患、病気または心神喪失を原因とする事故によるケガにより次のいずれかに該当した場合 ①事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合 ②事故の発生の日からその日を含めて180日以内に、ケガの治療のため1日以上入院した場合	①左記①に該当した場合 $\text{特定危険一時金額} \times 5$ ②左記②に該当した場合 特定危険一時金額 ※ 1事故につき、1回のお支払いに限ります。	(1) 傷害補償(標準型)特約の「保険金をお支払いできない主な場合」(1)①～③および⑤～⑩、(2)ならびに(3)と同じ (2) 傷害補償(標準型)特約により保険金をお支払いするケガに対しては、保険金をお支払いできません。

特約名	保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
			※ 左記①および②のいずれにも該当した場合は、上記①の額をお支払いします。	
特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約 ※特定感染症は欄外をご参照ください。	後遺障害保険金	特定感染症の発病により、発病の日からその日を含めて180日以内に傷害補償(標準型)特約所定の後遺障害が発生した場合 ※ 発病の日からその日を含めて180日を超えても治療中である場合は、181日目における医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定します。	$\boxed{\text{傷害死亡・後遺障害保険金額}} \times \boxed{\text{約款所定の保険金支払割合(4\%~100\%)}}$ ※ 傷害後遺障害保険金または後遺障害保険金をお支払いしている場合、傷害死亡・後遺障害保険金額からその額を差し引いた額が限度となります。 ※ 「傷害後遺障害保険金の追加支払に関する特約」がセットされた場合、後遺障害保険金をお支払いし、かつ、発病の日からその日を含めて180日経過後も生存しているときに、後遺障害保険金の額に保険証券記載の倍数を乗じた額を追加してお支払いします。	(1) 次のいずれかにより発病した特定感染症の発病に対しては、保険金をお支払いできません。 ① 保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 ② 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為 ③ 被保険者に対する刑の執行 ④ 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※ ⑤ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ⑥ 核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故 ⑦ 上記⑥以外の放射線照射または放射能汚染 ⑧ 傷害補償(標準型)特約により保険金をお支払いするケガ (2) 保険責任開始日からその日を含めて10日以内に発病した特定感染症(継続契約を含みません)に対しては、保険金をお支払いできません。 ※ テロ行為によって発生したものに 대해서는自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。
	入院保険金	特定感染症の発病により、入院した場合	$\boxed{\text{傷害入院保険金日額}} \times \boxed{\text{入院日数}}$ ※ 発病の日からその日を含めて180日以内の入院を対象とし、1回の特定感染症の発病につき、180日が限度となります。 ※ 「傷害入院保険金および傷害通院保険金の7日間2倍支払特約」または「傷害入院保険金の7日間2倍支払特約」がセットされた場合、特定感染症による入院保険金のお支払いする対象となる最初の7日間に対して、保険金を2倍にしてお支払いします。	
	通院保険金	特定感染症の発病により、通院した場合 ※ 通院とは、病院・診療所に通い、または往診・訪問診療により、治療を受けることをいい、オンライン診療による診察を含みます。なお、同月に複数回のオンライン診療を受けた場合で、公的医療保険制度においてオンライン診療料を1回算定された場合は、最初の1回のみ通院したものとみなします。 ※ 治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは、通院に含まれません。	$\boxed{\text{傷害通院保険金日額}} \times \boxed{\text{通院日数}}$ ※ 発病の日からその日を含めて180日以内の通院を対象とし、1回の特定感染症の発病につき、90日が限度となります。 ※ 「傷害入院保険金および傷害通院保険金の7日間2倍支払特約」がセットされた場合、特定感染症による通院保険金のお支払い対象となる最初の7日(入院保険金のお支払い対象となる日数がある場合はその日数を差し引いた日数)に対して、保険金を2倍にしてお支払いします。	

特定感染症：「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定する次のいずれかの感染症をいいます。

①一類感染症 ②二類感染症 ③三類感染症 ④新型コロナウイルス感染症(注1) ⑤指定感染症(注2)

(注1) 新型コロナウイルス感染症とは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定するものをいい、病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたもの)に限ります。)であるものに限ります。

(注2) 指定感染症は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」の規定に基づき一類感染症、二類感染症または三類感染症に適用される規定と同程度の規定を準用することが政令で定められている場合に限ります。

2022年1月現在では、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう(天然痘)、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎(ポリオ)、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARS)、中東呼吸器症候群(MERS)、鳥インフルエンザ(H5N1、H7N9)、コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症(O-157等)、腸チフス、パラチフス、新型コロナウイルス感染症をいいます。

その他の費用の補償

補償重複マークがある特約をセットされる場合のご注意

補償重複マークがある特約をセットする場合、補償内容が同様の保険契約（団体総合生活補償保険以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます）が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。 ※ 複数あるご契約のうち、これらの特約を1つのご契約のみにセットしている場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外になったとき等は、特約の補償がなくなることがありますのでご注意ください。

■ その他の費用等に関する特約の補償内容 <ご自身に対する補償に関するもの>

- 被保険者が偶然な事故により被った損害に対して保険金をお支払いします。
- 被保険者は下表の○印に該当する方となります。なお、ご本人と配偶者、ご本人または配偶者と親族の方との関係は、保険金をお支払いする事故等が発生した時におけるものをいいます。

特約	被保険者	ご本人※1	ご本人の配偶者※2	親族※3
携行品損害補償特約		○	○※4	○※4
ホールインワン・アルバトロス費用補償特約（団体総合生活補償保険用）		○	○※5	○※6
救援者費用等補償特約		保険契約者、救援対象者※7および救援対象者※7の配偶者※2・親族※8		
弁護士費用特約		○	○	○

※1 保険証券に被保険者として記載された方をいいます。

※2 配偶者とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。

※3 ご本人またはその配偶者の「同居の親族※8」または「別居の未婚※9の子」をいいます。

※4 ケガに関する補償で被保険者となる場合に限り、被保険者となります。

※5 「家族型への変更に関する特約（ホールインワン・アルバトロス費用補償特約用）」または「夫婦型への変更に関する特約（ホールインワン・アルバトロス費用補償特約用）」がセットされた場合に限り、被保険者となります。

※6 「家族型への変更に関する特約（ホールインワン・アルバトロス費用補償特約用）」または「配偶者対象外型への変更に関する特約（ホールインワン・アルバトロス費用補償特約用）」がセットされた場合に限り、被保険者となります。

※7 ケガに関する補償において被保険者となる方をいいます。

※8 6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。

※9 未婚とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。

(注) 「保険金をお支払いする場合」、「保険金をお支払いできない主な場合」において、「自動車等」とは、自動車または原動機付自転車をいいます。

特約名	保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
携行品損害補償特約 補償重複	携行品損害保険金	被保険者が居住する住宅（敷地を含みます）外において、偶然な事故により、被保険者が携行している被保険者所有の身の回り品（携行品）に損害が発生した場合 <補償対象外となる主な携行品> ①株券、手形その他の有価証券、印紙、切手その他これらに類する物。ただし、乗車券等、定期券、通貨および小切手については補償対象となります。 ②預金証書または貯金証書（通帳、キャッシュカードを含みます）、クレジットカード、ローンカード、プリペイドカード、電子マネーその他これらに類する物 ③稿本（本などの原稿）、設計書、図案、証書（運転免許証、パスポートを含みます）、帳簿、ひな形、鋳型、木型、紙型、模型、勲章、き章、免許状その他これらに類する物。ただし、印章については補償対象となります。 ④船舶（ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます）、航空機、自動車等、雪上オートバイおよびゴーカートならびにこれらの付属品 ⑤自転車、ハングライダー、バ	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">損害の額(*1) -</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> 免責金額(*2) (3,000円) </div> <p>(※1) 損害の額とは、次の額をいいます。 ①下記②、③以外の携行品 ア. 携行品の損傷を修理できない場合は、携行品の再調達価額(*3)をいいます。 イ. 携行品の損傷を修理できる場合は、「修理費」から「修理に伴って発生した残存物がある場合はその価額」を差し引いた額(*4)とし、再調達価額(*3)を限度とします。 ②貴金属、宝玉、宝石、書画、骨董、彫刻物その他美術品 ア. 携行品の損傷を修理できない場合は、携行品の保険の価額（その携行品と同等と認められる物の市場流通価額）をいいます。 イ. 携行品の損傷を修理できる場合は、次の額(*4)とし、保険の価額（その携行品と同等と認められる物の市場流通価額）を限度とします。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">修理費 -</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> 修理によって携行品の価額が増加した場合はその増加額 </div> <p>-</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> 修理に伴って発生した残存物がある場合はその価額 </div> <p>③乗車券等 乗車券等の経路および等級の範囲内で、事故の後に被保険者が支出した費用(*4) (※2) 免責金額とは、支払保険金の計算にあた</p>	次のいずれかによって発生した損害に対しては、保険金をお支払いできません。 ①保険契約者、被保険者、保険金受取人または被保険者と同居する親族※1の故意または重大な過失 ②被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故 ア. 法令に定められた運転資格を持たないで自動車等を運転している間 イ. 道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間 ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間 ③戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※2 ④地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ⑤核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故 ⑥上記⑤以外の放射線照射または放射能汚染 ⑦差押え・破壊等の公権力の行使。ただし、火災消防または避難に必要な処置である場合を含みません。

特 約 名	保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
		ラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィンおよびラジコン模型ならびにこれらの付属品 ⑥義歯、義肢その他これらに類する物 ⑦動物および植物 ⑧テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム・データ（市販されていないもの）その他これらに類する物 ⑨眼鏡、コンタクトレンズ、補聴器、携帯電話・PHS・ポケットベル等の携帯式通信機器、ノート型パソコン・ワープロ・ウェアラブル端末等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品など	⑧ 携行品の欠陥 ⑨ 携行品の自然の消耗、劣化、変質、さび、かび、剥がれ、肌落ち、発酵、自然発熱またはねずみ食い、虫食い等 ⑩ 携行品の平常の使用または管理において通常発生し得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみ、落書き等外観上の損傷または汚損であって、携行品ごとにその携行品が有する機能の喪失または低下を伴わないもの ⑪ 偶然な外来の事故に直接起因しない携行品の電気的事故・機械的事故。ただし、これらにより発生した火災による損害を含みません。 ⑫ 携行品である液体の流出。ただし、他の携行品に発生した損害を含みません。 ⑬ 携行品の置き忘れ・紛失 など ※1 親族とは、配偶者、6親等内の血族、3親等内の姻族をいいます。 ※2 テロ行為によって発生した損害に関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。	⑧ 携行品の欠陥 ⑨ 携行品の自然の消耗、劣化、変質、さび、かび、剥がれ、肌落ち、発酵、自然発熱またはねずみ食い、虫食い等 ⑩ 携行品の平常の使用または管理において通常発生し得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみ、落書き等外観上の損傷または汚損であって、携行品ごとにその携行品が有する機能の喪失または低下を伴わないもの ⑪ 偶然な外来の事故に直接起因しない携行品の電気的事故・機械的事故。ただし、これらにより発生した火災による損害を含みません。 ⑫ 携行品である液体の流出。ただし、他の携行品に発生した損害を含みません。 ⑬ 携行品の置き忘れ・紛失 など ※1 親族とは、配偶者、6親等内の血族、3親等内の姻族をいいます。 ※2 テロ行為によって発生した損害に関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。
ホールインワン・アルパトロロス費用補償特約（団体総合生活補償保険用） 補償重複	ホールインワン・アルパトロロス費用保険金	アマチュアゴルファーである被保険者が保険期間中に日本国内の9ホール以上を有するゴルフ場において、ゴルフ競技中にホールインワンまたはアルパトロスを達成した場合に、慣習として負担する費用（実費）をお支払いします。 保険金お支払いの対象となるホールインワンまたはアルパトロスは、日本国内のゴルフ場において、同伴競技者1名以上とパー35以上の9ホール（ハーフ）を正規にラウンドした場合のもので、次の①および②の両方が目撃（*）したものに限り、 ①同伴競技者 ②同伴競技者以外の第三者（具体的には次の方をいいます） 同伴キャディ、ゴルフ場使用人、ワン・オン・イベント業者、ゴルフ場で工事中の造園業者、先行・後続組のプレーヤー、ゴルフ場内	ホールインワン・アルパトロロス費用の額 <ホールインワン・アルパトロロス費用> ①贈呈用記念品購入費用。ただし、次の購入費用は含みません。 ア. 貨幣、紙幣 イ. 有価証券 ウ. 商品券等の物品切手 エ. プリペイドカード（ホールインワンまたはアルパトロスを達成を記念して特に作成したプリペイドカードは贈呈用記念品に含みます） ②祝賀会費用 ③ゴルフ場に対する記念植樹費用 ④同伴キャディに対する祝儀 ⑤その他、慣習として支出することが適当な次の費用。ただし、ホールインワン・アルパトロロス費用保険金額の10%を限度とします。 ア. 社会貢献、自然保護またはゴルフ競技発展に役立つ各種費用 イ. ゴルフ場の使用人に対する謝礼費用	次のいずれかによって発生した損害に対しては、保険金をお支払いできません。 ①日本国外で達成したホールインワンまたはアルパトロロス ②ゴルフ場経営者がその経営するゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルパトロロス ③ゴルフ場の従業員等が実際に勤務しているゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルパトロロス など

特 約 名	保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
		<p>の売店運営業者など</p> <p>ご注意</p> <p>キャディ帯同のない「セルフプレー中」の場合は、原則として、保険金のお支払い対象となりませんのでご注意ください。ただし、同伴競技者以外の第三者の目撃(*)がある場合にかぎり、保険金をお支払いします。</p> <p>※上記にかかわらず、次の場合のホールインワンまたはアルバトロスもお支払いの対象になります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公式競技において、上記①または②のいずれかの目撃(*)がある場合 ・ホールインワンまたはアルバトロスの達成が客観的に確認できるビデオ映像等がある場合 <p>(*)目撃とは、打ったボールがホールにカップインしたことをその場で確認することをいいます(達成後に呼ばれてカップインしたボールを確認した場合は「目撃」に該当しません)。</p>	<p>ウ. 記念植樹を認めないゴルフ場においてホールインワンまたはアルバトロスを記念して作成するモニュメント等の費用</p> <p>※ 1回のホールインワンまたはアルバトロスにつき、ホールインワン・アルバトロス費用保険金額が限度となります。</p> <p>※ 保険金または共済金が支払われる他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約の支払責任額(*)の合計額が、支払限度額(**)を超えるときは、下記の額を保険金としてお支払いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は、この保険契約の支払責任額(*) ・他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、支払限度額(**)から他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額(*)を限度とします。 <p>(*) 支払責任額とは、他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。</p> <p>(**) 支払限度額は、この保険契約および他の保険契約等の支払責任額のうち最も高い支払責任額とします。</p> <p>この費用を補償する他の保険契約等(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約または共済契約を含みます)に複数ご加入されても、お支払いする保険金の額は、それらのご契約のうち最も高い保険金額が限度となります。それぞれの保険契約等から重複して保険金をお支払いできませんのでご注意ください。</p>	
<p>救 援 者 費 用 等 補 償 特 約</p> <p>補償重複</p>	<p>救 援 者 費 用 等 保 険 金</p>	<p>救援対象者が次のいずれかに該当し、被保険者が救援者費用等を負担したことによって損害を被った場合</p> <p>①救援対象者が搭乗している航空機・船舶が行方不明になった場合または遭難した場合</p> <p>②急激かつ偶然な外来の事故により救援対象者の生死が確認できない場合または緊急な捜索・救助活動を要する状態となったことが警察等の公の機関により確認された場合</p> <p>③救援対象者が、急激かつ偶然な外来の事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に、死亡した場合または継続して14日以上入院した場合</p>	<p>救援者費用等の額</p> <p><救援者費用等> 被保険者が負担した次の費用をいいます。</p> <p>①捜索救助費用</p> <p>②現地へ赴く交通費(救援者2名分・1往復分限度)</p> <p>③宿泊料(救援者2名分・1名につき14日分限度)</p> <p>④救援対象者の移送・移転費用</p> <p>⑤諸雑費(日本国内3万円限度、国外20万円限度)</p> <p>※ 社会通念上妥当な部分で、かつ、「保険金をお支払いする場合」のいずれかと同等の他の事故に対して通常負担する費用相当額(この特約に加入していなければ発生しなかった費用は含みません)をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、救援者費用等保険金額が限度となります。</p> <p>※ 第三者からの損害賠償金がある場合はその額を差し引いてお支払いします。</p> <p>※ 保険金または共済金が支払われる他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約の支払責任額(*)の合計額が、費用</p>	<p>次のいずれかによって発生した損害に対しては、保険金をお支払いできません。</p> <p>①保険契約者、救援対象者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失</p> <p>②救援対象者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為</p> <p>③救援対象者が次のいずれかに該当する間に発生した事故</p> <p>ア. 法令に定められた運転資格を持たないで自動車等を運転している間</p> <p>イ. 道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間</p> <p>ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間</p> <p>④救援対象者の脳疾患、病気または心神喪失</p> <p>⑤救援対象者の妊娠、出産、早産または流産</p> <p>⑥保険金をお支払いすべきケガの治療以外の救援対象者に対する外科的手術その他の医療処置</p> <p>⑦救援対象者に対する刑の執行</p>

特約名	保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
			<p>の額を超えるときは、下記の額を保険金としてお支払いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は、この保険契約の支払責任額(*) 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、費用の額から他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額(*)を限度とします。 <p>(*) 支払責任額とは、他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。</p>	<p>⑧戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※1</p> <p>⑨地震もしくは噴火またはこれらによる津波</p> <p>⑩核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故</p> <p>⑪上記⑩以外の放射線照射または放射能汚染</p> <p>⑫救援対象者が山岳登山（ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング（フリークライミングを含みます）をいい、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングを含みません）、職務以外での航空機操縦、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故</p> <p>⑬むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの※2</p> <p>⑭細菌性食中毒・ウイルス性食中毒など</p> <p>※1 テロ行為によって発生した損害に関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。</p> <p>※2 救援対象者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。</p>
弁護士費用特約 補償重複	弁護士費用保険	<p>日本国内において偶然な事故により被保険者に次の①または②の被害が発生し、被保険者またはその法定相続人がその被害に関する損害賠償請求を行った結果、弁護士費用等を負担したことによって損害を被った場合</p> <p>①被保険者が被った身体の障害</p> <p>②被保険者が居住する住宅または被保険者の日常生活用財産の損壊または盗取</p> <p><弁護士費用等></p> <p>損害賠償に関する争訟についての次の費用をいい、法律相談費用を除きます。ただし、被保険者または法定相続人が、これらの費用を支出する際の手続き等を行うことによって得られなくなった収入は対象となりません。</p> <p>①あらかじめ引受保険会社の承認を得て委任した弁護士、司法書士または行政書士に対する弁護士報酬(*1)、司法書士報酬(*1)、行政書士報酬(*2)</p> <p>②訴訟費用、仲裁、和解もしくは調停に要した費用およびその他権利の保全もしくは行使に必要な手続きをするために要した費用</p> <p>(*1) 弁護士または司法書士に委任した事件の対象に基づき算定される着手金・手数料、委任によって確保された利益に基づき算定される報酬金をいいます。</p> <p>(*2) 書類の作成および書類の提出手続きの代理の対価として算定される金額をいいます。</p>	<p style="text-align: center;">弁護士費用等の額</p> <p>※ 1 事故につき、被保険者1名ごとに弁護士費用等保険金額(300万円)が限度となります。</p> <p>※ 費用の支出には保険会社の同意が必要となります。</p> <p>※ 賠償義務者または第三者から既に支払われた金額がある場合は、その金額を差し引いてお支払いします。</p> <p>※ 保険金または共済金が支払われる他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約の支払責任額(*1)の合計額が、損害の額(*2)を超えるときは、下記の額を保険金としてお支払いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は、この保険契約の支払責任額(*1) 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、損害の額(*2)から他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額(*1)を限度とします。 <p>(*1) 支払責任額とは、他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。</p> <p>(*2) 損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた残額とします。</p>	<p>次のいずれかによって発生した被害に対しては、保険金をお支払いできません。</p> <p>①保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失</p> <p>②被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為</p> <p>③被保険者相互間の事故</p> <p>④被保険者が次に掲げる状態にある間に発生した事故</p> <p>ア. 法令に定められた運転資格を持たないで自動車等を運転している間</p> <p>イ. 道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間</p> <p>⑤被保険者が、麻薬または大麻等の影響を受けているおそれがある状態での事故</p> <p>⑥戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※1</p> <p>⑦地震もしくは噴火またはこれらによる津波</p> <p>⑧核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性に起因する事故</p> <p>⑨上記⑧以外の放射線照射または放射能汚染</p> <p>⑩大気汚染、水質汚濁等の環境汚染</p> <p>⑪石綿・石綿を含む製品が有する発がん性・有害な特性または石綿の代替物質・代替物質を含む製品が有する発がん性その他の石綿と同種の有害な特性に起因する事故</p> <p>⑫外因性内分泌かく乱化学物質の有害な特性に起因する事故</p> <p>⑬電磁波障害に起因する事故</p> <p>⑭被保険者の妊娠、出産、早産また</p>

特約名	保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
	法律相談費用 保険金	<p>日本国内において偶然な事故により被保険者に次の①または②の被害が発生し、被保険者またはその法定相続人がその被害について、法律相談を行った結果、法律相談費用を負担したことによって損害を被った場合</p> <p>①被保険者が被った身体の障害 ②被保険者が居住する住宅または被保険者の日常生活用財産の損壊または盗取</p> <p><法律相談費用> 法律相談の対価として弁護士、司法書士または行政書士に支払われるべき費用をいいます。なお、書面による鑑定料、着手金、報酬金、手数料、顧問料および日当は含みません。</p>	<p>法律相談費用の額</p> <p>※ 1事故につき、被保険者1名ごとに10万円が限度となります。</p> <p>※ 被害が発生した日からその日を含めて3年以内に開始された法律相談費用が対象となります。</p> <p>※ 費用の支出には保険会社の同意が必要となります。</p> <p>※ 賠償義務者または第三者から既に支払われた金額がある場合は、その金額を差し引いてお支払いします。</p> <p>※ 保険金または共済金が支払われる他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約の支払責任額(*1)の合計額が、損害の額(*2)を超えるときは、下記の額を保険金としてお支払いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は、この保険契約の支払責任額(*1) ・他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、損害の額(*2)から他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額(*1)を限度とします。 <p>(*1) 支払責任額とは、他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。</p> <p>(*2) 損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた残額とします。</p>	<p>は流産</p> <p>⑮被保険者に対する外科的手術その他の医療処置※2</p> <p>⑯被保険者に対する刑の執行</p> <p>⑰住宅または日常生活用財産の差押え・破壊等の公権力の行使</p> <p>⑱住宅または日常生活用財産自体の欠陥、自然の消耗、劣化、変質、さび、かび、剥がれ、肌落ち、発酵、自然発熱またはねずみ食い、虫食い等もしくは詐取、紛失</p> <p>⑲被保険者の業務遂行に直接起因する事故</p> <p>⑳被保険者の業務の用に供される財産の損壊または盗取</p> <p>㉑被保険者が違法に所有・占有する財物の損壊または盗取</p> <p>など</p> <p>※1 テロ行為によって発生した被害に関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。</p> <p>※2 被保険者に対する外科的手術その他の医療処置には、作為・不作為を問わず次の行為を含みます。</p> <p>ア. 診療、診察、検査、診断、治療、看護または病気の予防</p> <p>イ. 医薬品または医療用具等の調剤、調整、鑑定、販売、授与または授与の指示</p> <p>ウ. 身体の整形</p> <p>エ. あんま、マッサージ、指圧、鍼灸^{はり}または柔道修復等</p> <p><法律相談費用保険金のみ> 被保険者またはその法定相続人が、次のいずれかの事由にかかわる法律相談を行うことによる損害に対しては、保険金をお支払いできません。</p> <p>①婚姻、離婚、親子関係、養子、親権、後見、扶養または相続</p> <p>②売買、金銭消費貸借契約、賃借権、雇用、請負、斡旋、仲介など</p> <p>③名誉毀損、肖像権またはプライバシーの侵害等の身体障害を伴わない人格権侵害</p> <p>④日照権、騒音、悪臭等、住宅または日常生活用財産の損壊または盗取を伴わない事由</p> <p>⑤損害保険契約、生命保険契約またはこれらに類似の共済契約</p> <p>など</p>

■その他の費用等に関する特約の補償内容 <相手に対する補償に関するもの>

補償重複マークがある特約をセットされる場合のご注意

補償重複マークがある特約をセットする場合、補償内容が同様の保険契約(団体総合生活補償保険以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます)が他にあるときは、補償が重複することがあります。

補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。

補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。

※ 複数あるご契約のうち、これらの特約を1つのご契約のみにセットしている場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったとき等は、特約の補償がなくなることがありますのでご注意ください。

1. 被保険者が偶然な事故により被った損害に対して保険金をお支払いします。
2. 被保険者は下表の○印に該当する方となります。なお、ご本人と配偶者、ご本人または配偶者と親族の方との関係は、保険金をお支払いする事故等が発生した時におけるものをいいます。また、被保険者が責任無能力者の場合、その方に関する事故については、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する親族を被保険者とします。

特約	被保険者	ご本人※1	ご本人の配偶者※2	親族※3
日常生活賠償特約		○	○	○
受託物賠償責任補償特約		○	○	○

※1 保険証券に被保険者として記載された方をいいます。

※2 配偶者とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。

※3 ご本人またはその配偶者の「同居の親族※4」または「別居の未婚※5の子」をいいます。

※4 親族とは、6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。

※5 未婚とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。

(注)「保険金をお支払いできない主な場合」において、「自動車等」とは、自動車または原動機付自転車をいいます。

特約名	保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
日常生活賠償特約 補償重複	日常生活賠償保険金	「日本国内外において発生した次の①または②の事故により、被保険者が他人の身体の障害または他人の財物の損壊について法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合」、または「日本国内において発生した次の①または②の事故により、被保険者が電車等(*)の運行不能について法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合」 ①被保険者ご本人の居住する住宅(敷地内の動産および不動産を含みます)の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 ②日常生活に起因する偶然な事故 (*)電車等とは、自動車、電車、気動車、モノレール、ケーブルカー、ロープウェイ、いす付リフト、ガイドウェイバスをいいます。ただし、ジェットコースター、メリーゴーラウンド等遊園地等の遊戯施設、座席装置のないリフト等を含みません。 ※ 住宅には、別荘等一時的に居住する住宅を含みます。	<div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額</div> <div style="margin: 0 5px;">+</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金</div> <div style="margin: 0 5px;">-</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">免責金額(*) (0円)</div> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額</div>	<p>(1) 次のいずれかによって発生した損害に対しては、保険金をお支払いできません。</p> <p>① 保険契約者、被保険者または法定代理人の故意</p> <p>② 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※1</p> <p>③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波</p> <p>④ 核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故</p> <p>⑤ 上記④以外の放射線照射または放射能汚染</p> <p>(2) 次の損害賠償責任のいずれかを負担することによって被った損害に対しては、保険金をお支払いできません。</p> <p>① 被保険者の業務遂行に直接起因する損害賠償責任</p> <p>② 被保険者の業務の用に供される動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任</p> <p>③ 被保険者と同居する親族※2に対する損害賠償責任</p> <p>④ 被保険者の使用人が被保険者の業務等に從事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任。ただし、使用人には家事使用人を含みません。</p> <p>⑤ 被保険者と第三者との間に損害賠償に関する約定がある場合において、その約定により加重された損害賠償責任</p> <p>⑥ 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物につき正当な権利を有する方に対して負担する損害賠償責任※3</p> <p>⑦ 被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任</p> <p>⑧ 被保険者による暴行等または被保険者の指図による暴行等に起因する損害賠償責任</p> <p>⑨ 航空機、船舶・車両(原動力が専ら人力であるものおよびゴルフカート等を除きます)、銃器(空気銃を除きます)の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任</p> <p>⑩ 罰金、違約金または懲罰的賠償額に対する損害賠償責任</p> <p style="text-align: right;">など</p> <p>※1 テロ行為によって発生した損害に関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。</p> <p>※2 配偶者、6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。</p> <p>※3 レンタル用品やゴルフ場のゴルフカートなど、他人から借りた</p>

特約名	保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
			<p>ものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。</p> <p>(*) 損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた残額とします。</p>	<p>り預かった物の損壊や使用不能に対する損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては保険金をお支払いできません。</p>
受託物賠償責任補償重復	受託物賠償責任保険金	<p>被保険者が日本国内において受託し、管理する受託物が、次のいずれかの間に損壊・紛失または盗難により、その受託物の権利者に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合</p> <p>①被保険者の居住する住宅（敷地を含みます）内に保管されている間</p> <p>②日常生活中に一時的にその住宅外で管理されている間</p> <p><補償対象外となる主な受託物></p> <p>①通貨、預貯金証書、株券、手形、印紙、切手、稿本（本などの原稿）、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物</p> <p>②貴金属、宝石、書画、骨董、彫刻、美術品その他これらに類する物</p> <p>③自動車、原動機付自転車、船舶、航空機およびこれらの付属品</p> <p>④銃砲、刀剣その他これらに類する物</p> <p>⑤被保険者が山岳登山（ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング（フリークライミングを含みます）をいい、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングは含みません）、職務以外での航空機操縦、スカイダイビング、ハングライダー搭乗等の危険な運動を行っている間に用いられる用具</p> <p>⑥動物、植物等の生物</p> <p>⑦建物（付属設備を含みます）</p> <p>⑧門、塀または物置等の付属建物</p> <p style="text-align: right;">など</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額 </div> <p style="text-align: center;">+</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金 </div> <p style="text-align: center;">-</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 免責金額(*) (5,000円) </div> <p style="text-align: center;">-</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額 </div> <p>(*) 免責金額とは、支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。</p> <p>※ 保険期間を通じ、受託物賠償責任保険金額が限度となります。</p> <p>※ 被害受託物について、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額は、被害受託物の時価額が限度となります。</p> <p>※ 上記算式により計算した額とは別に、損害の発生または拡大を防止するために必要または有益であった費用、示談交渉費用、争訟費用等をお支払いします。</p> <p>※ 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額の決定については、事前に保険会社の承認が必要となります。</p> <p>※ 受託物が盗難にあった場合は、警察への届け出が必要となります。</p> <p>※ 保険金または共済金が支払われる他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約の支払責任額(*)の合計額が、損害の額(*)を超えるときは、下記の額を保険金としてお支払いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は、この保険契約の支払責任額(*)1 ・ 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、損害の額(*)から他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額(*)1を限度とします。 <p>(*)1 支払責任額とは、他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。</p> <p>(*)2 損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた残額とします。</p>	<p>(1) 次のいずれかによって発生した損害に対しては、保険金をお支払いできません。</p> <p>①保険契約者、被保険者または法定代理人の故意</p> <p>②被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為</p> <p>③被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故</p> <p>ア. 法令に定められた運転資格を持たないで自動車等を運転している間</p> <p>イ. 道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間</p> <p>ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間</p> <p>④被保険者に引き渡される以前から受託物に存在した欠陥</p> <p>⑤戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※1</p> <p>⑥地震もしくは噴火またはこれらによる津波</p> <p>⑦核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故</p> <p>⑧上記⑦以外の放射線照射または放射能汚染</p> <p>⑨差押え・破壊等の公権力の行使。ただし、火災消防または避難に必要な処置である場合を含みません。</p> <p>⑩受託物に発生した自然発火または自然爆発</p> <p>⑪偶然な外来の事故に直接起因しない受託物の電氣的事故・機械的事故</p> <p>⑫自然の消耗、劣化、変質、さび、かび、剥がれ、肌落ち、発酵、自然発熱またはねずみ食い、虫食い等</p> <p>⑬風、雨、雪、雹もしくは砂塵等の吹込み、漏入によって発生した受託物の損壊</p> <p>(2) 次の損害賠償責任のいずれかを負担することによって被った損害に対しては、保険金をお支払いできません。</p> <p>①被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任</p> <p>②被保険者の職務の用に供される動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任</p> <p>③被保険者と同居する親族※2に対する損害賠償責任</p> <p>④被保険者と第三者との間に損害賠償に関する約定がある場合において、その約定により加重された損害賠償責任</p> <p>⑤被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任</p> <p>⑥航空機、船舶（原動力が専ら人力であるものを除きます）または銃</p>

特約名	保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
				器（空気銃を除きます）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ⑦受託物が委託者に引き渡された後に発見された受託物の損壊に起因する損害賠償責任 ⑧受託物が使用不能になったことに起因する損害賠償責任（収益減少に基づく損害賠償責任を含みません） ⑨受託物について、通常必要とされる取扱い上の注意に著しく反したことまたは本来の用途以外に使用したことに起因する損害賠償責任など ※1 テロ行為によって発生した損害に関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。 ※2 配偶者、6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。

■要介護状態に関する特約の補償内容

1. 被保険者が要介護状態となった場合に保険金をお支払いします。
 ※要介護状態とは、被保険者が次のいずれかに該当する状態をいいます。

①公的介護保険制度の第1号被保険者(*1)である場合	公的介護保険制度に基づく要介護状態区分が「3」以上(*3)の状態
②公的介護保険制度の第2号被保険者(*2)である場合	公的介護保険制度に基づく要介護状態区分が「3」以上(*3)の状態。ただし、介護が必要な状態となった原因が、公的介護保険制度の要介護認定等の対象となる特定疾病(*4)に該当しない場合は、寝たきりにより介護が必要な状態または認知症により介護が必要な状態とします。
③公的介護保険制度の被保険者でない場合	寝たきりにより介護が必要な状態または認知症により介護が必要な状態

(*1)第1号被保険者とは、介護保険法第9条第1号に規定する65才以上の方をいいます。

(*2)第2号被保険者とは、介護保険法第9条第2号に規定する40才以上65才未満の方をいいます。

(*3)要介護状態区分が「3」以上は、「要介護3以上から要介護2以上への補償範囲拡大に関する特約（介護一時金支払特約用）」をセットした場合、要介護状態区分「2」以上となります。

(*4)特定疾病とは、介護保険法第7条第3項第2号に定める特定疾病をいい、2020年5月現在では、次の病気をいいます。

がん（医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したもの）、関節リウマチ、筋萎縮性側索硬化症、後縦靭帯骨化症、骨折を伴う骨粗鬆症、初老期における認知症（脳血管疾患、アルツハイマー病その他の要因に基づく脳の器質的な変化により日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能およびその他の認知機能が低下した状態をいいます）、進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病、脊髄小脳変性症、脊柱管狭窄症、早老症、多系統萎縮症、糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症、糖尿病性網膜症、脳血管疾患、閉塞性動脈硬化症、慢性閉塞性肺疾患、両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

2. 介護一時金支払特約の被保険者は、保険証券に被保険者として記載された方となります。親介護一時金支払特約の被保険者は、その特約の被保険者として保険証券に記載された方となります。

(注) 保険金支払対象外となる事由の影響などによって、要介護状態の程度が大きくなった場合は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。

(注) 「保険金をお支払いできない主な場合」において、「自動車等」とは、自動車または原動機付自転車をいいます。

特約名	保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
介護一時金支払特約	介護一時金	被保険者が要介護状態となり、その要介護状態が要介護状態開始日からその日を含めて保険証券記載のフランチャイズ期間を超えて継続した場合 ※ 要介護状態開始日とは、次のいずれか早い日をいいます。 ①被保険者が要介護状態であることを医師が診断した日 ②被保険者に対し、公的介護保険制度の要介護認定等（要介護状態区分「3」以上(*))の効力が生じた日 (*) 要介護状態区分「3」以上は、「要介護3以上から要介護2以上への補償範囲拡大に関する特約（介護一時金支払特約用）」をセットした場合は、要介護状態区分「2」以上となります。	介護一時金額の全額 ※ この特約に基づく保険金をお支払いした場合、この特約は失効します。	(1) 保険期間の開始時（継続契約の場合は継続されてきた最初の保険期間の開始時）より前に要介護状態の原因となる事由が発生していた場合は、保険金をお支払いできません。 ※1 (2) 次のいずれかによって発生した要介護状態に対しては保険金をお支払いできません。 ① 保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 ② 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為 ③ 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動 ※2 ④ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ⑤ 核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故 ⑥ 上記⑤以外の放射線照射または放射能汚染

特約名	保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
				<p>⑦むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの※3</p> <p>⑧治療を目的として医師が使用した場合以外における被保険者の麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用</p> <p>⑨治療を目的として医師が薬物を使用した場合以外における被保険者のアルコール依存、薬物依存または薬物乱用</p> <p>⑩被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故</p> <p>ア. 法令に定められた運転資格を持たないで自動車等を運転している間</p> <p>イ. 道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間</p> <p>(3) 被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは保険金受取人が治療をさせなかったことにより、要介護状態となった場合や要介護状態が保険証券記載のフランチャイズ期間を超えて継続した場合は、保険金をお支払いできません。</p> <p>(4) 特定疾病補償対象外の条件でのお引受けとなった場合、「特定疾病等対象外特約」がセットされます。この場合、保険証券記載のケガまたは病気による要介護状態に対しては保険金をお支払いできません。</p> <p>など</p> <p>※1 被保険者が要介護状態の原因となる事由が発生した時が、その要介護状態の要介護状態開始日から保険契約の継続する期間を遡及して365日以前である場合は、その要介護状態の原因となった事由は、保険期間の開始時以降に発生したものとして保険金お支払いの対象となります。</p> <p>※2 テロ行為によって発生した要介護状態に関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。</p> <p>※3 被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。</p>
親介護一時金支払特約	親介護一時金	<p>被保険者が要介護状態となり、その要介護状態が要介護状態開始日からその日を含めて保険証券記載のフランチャイズ期間を超えて継続した場合</p> <p>※ 要介護状態開始日とは、次のいずれか早い日をいいます。</p> <p>①被保険者が要介護状態であることを医師が診断した日</p> <p>②被保険者に対し、公的介護保険制度の要介護認定等（要介護状態区分「3」以上(*)）の効力が生じた日</p> <p>(*) 要介護状態区分「3」以上は、「要介護3以上から要介護2以</p>	<p style="text-align: center;">親介護一時金額の全額</p> <p>※ この特約に基づく保険金をお支払いした場合、その被保険者についてこの特約は失効します。</p>	<p>上記の介護一時金支払特約の「保険金をお支払いできない主な場合」(1)、(2)および(3)に該当する場合は、保険金をお支払いできません。</p>

特約名	保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
		上への補償範囲拡大に関する特約（介護一時金支払特約用）をセットした場合は、要介護状態区分「2」以上となります。		

■介護による休業に関する特約の補償内容

補償重複マークがある特約をセットされる場合のご注意

補償重複マークがある特約をセットする場合、補償内容が同様の保険契約（団体総合生活補償保険以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます）が他にあるときは、補償が重複することがあります。

補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。

補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の可否を判断のうえ、ご加入ください。

※ 複数あるご契約のうち、これらの特約を1つのご契約のみにセットしている場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外になったとき等は、特約の補償がなくなることがありますのでご注意ください。

1. 被保険者が介護による休業を取得したことにより損害を被った場合に保険金をお支払いします。

※介護による休業とは、介護対象者(*1)が要介護状態となり、その介護を目的として、被保険者が取得(*2)する休業(*3)をいいます。

(*1)介護対象者とは、保険証券に介護対象者として記載された方をいいます。

(*2)休業(*3)をしている間に、介護対象者が要介護状態となった場合には、介護対象者が要介護状態となった時から、介護による休業を取得したものとします。

(*3)育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第11条に定める介護休業をいい、被保険者に適用される就業規則等および同法に準ずる他の法令の規定に基づく介護を目的とした休業を含みます。

※要介護状態とは、介護対象者が次のいずれかに該当する状態をいいます。

①公的介護保険制度の第1号被保険者(*1)である場合	公的介護保険制度に基づく要介護状態区分が「3」以上(*3)の状態(*4)
②公的介護保険制度の第2号被保険者(*2)である場合	公的介護保険制度に基づく要介護状態区分が「3」以上(*3)の状態(*4)。ただし、介護が必要な状態となった原因が、公的介護保険制度の要介護認定等の対象となる特定疾病(*5)に該当しない場合は、寝たきりにより介護が必要な状態または認知症により介護が必要な状態とします。
③公的介護保険制度の被保険者でない場合	寝たきりにより介護が必要な状態または認知症により介護が必要な状態

(*1)第1号被保険者とは、介護保険法第9条第1号に規定する65才以上の方をいいます。

(*2)第2号被保険者とは、介護保険法第9条第2号に規定する40才以上65才未満の方をいいます。

(*3)要介護状態が「3」以上は、「要介護3以上から要介護2以上への補償範囲拡大に関する特約（介護による休業補償特約用）」をセットした場合は、要介護状態区分「2」以上となります。

(*4)要介護状態区分が「3」以上(*3)の状態とは、その公的介護保険制度の要介護認定等の効力が生じた日以降の要介護状態をいいます。

(*5)特定疾病とは、介護保険法第7条第3項第2号に定める特定疾病をいい、2020年5月現在では、次の病気をいいます。

がん（医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したもの）、関節リウマチ、筋萎縮性側索硬化症、後縦靭帯骨化症、骨折を伴う骨粗鬆症、初老期における認知症（脳血管疾患、アルツハイマー病その他の要因に基づく脳の器質的な変化により日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能およびその他の認知機能が低下した状態をいいます）、進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病、脊髄小脳変性症、脊柱管狭窄症、早老症、多系統萎縮症、糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症、糖尿病性網膜症、脳血管疾患、閉塞性動脈硬化症、慢性閉塞性肺疾患、両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

2. 被保険者は、保険証券に被保険者として記載された方となります。

(注) 保険金支払対象外となる事由の影響などによって、介護対象者の要介護状態の程度が大きくなった場合は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。

(注) 「保険金をお支払いできない主な場合」において、「自動車等」とは、自動車または原動機付自転車をいいます。

特約名	保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
親の介護による休業補償特約 補償重複	介護による休業補償保険金	介護対象者が要介護状態となり、被保険者がその介護を目的として介護による休業を開始し、その日数が免責期間（日数）を超えた場合	$\text{保険金額} \times \text{てん補期間内介護による休業期間の月数} (*)$ $+ \text{保険金額} \times \text{てん補期間内介護による休業期間のうち1か月に満たない期間の日数} 30$ <p>(*) てん補期間内介護による休業期間の月数は、1か月単位とし、1か月に満たない期間は切り捨てます。 ※ 保険金をお支払いする期間は、保険証券記載のてん補期間が限度となります。 ※ 平均月間定期所得額が保険金額より小さい場合は、上記算式の「保険金額」を「平均月間定期所得額」に読み替えて適用します。 ※ てん補期間内介護による休業期間中に得られる定期所得があり、その定期所得の額と上記算式により算出した保険金の支払額の合計が、平均月間定期所得額にてん補期間内介護による休業期間(*)を乗じた額より大きい場合は、平均月間定期所得額にてん補期間内介護による休業期間(*)を乗じた額からその定期所得の額を差し引いた額を保険金の支払額とします。 (*) てん補期間内介護による休業期間が1か月に満たない場合またはてん補期間内介護による休業期間に1か月未満の端日数が発生した場合は、1か</p>	(1) 保険期間開始時（継続契約の場合は継続されてきた最初の保険期間の開始時）より前に介護対象者に要介護状態の原因となった事由(*)が発生していた介護による休業に対しては、保険金をお支払いできません。※1 (2) 次のいずれかにより発生した介護対象者の要介護状態を原因とする介護による休業を取得したことによって被った損害に対しては、保険金をお支払いできません。 ① 保険契約者、被保険者、介護対象者または保険金受取人の故意または重大な過失 ② 介護対象者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為 ③ 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※2 ④ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ⑤ 核燃料物質等の放射性・爆発性・有害な特性による事故 ⑥ 上記⑤以外の放射線照射または放射能汚染 ⑦ 介護対象者のむちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの※3 ⑧ 治療を目的として医師が使用した場合以外における介護対象者の麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用 ⑨ 治療を目的として医師が薬物を使用した場合以外における介護対象

特約名	保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
			<p>月を30日とした日割計算により決定します。</p> <p>※免責期間（日数）を超える介護による休業が終了した後、その介護による休業の原因となった介護対象者の介護のため、再び被保険者が介護による休業を開始した場合は、前の介護による休業と同一の介護による休業として取り扱います。ただし、介護対象者の要介護状態が終了した日からその日を含めて6か月を経過した日の翌日以降にその介護対象者が再び要介護状態となり被保険者が介護による休業を開始した場合は、後の介護による休業は新たな介護による休業として取り扱います。</p> <p>※被保険者が複数の介護対象者を介護することを目的として介護による休業を取得した場合であっても、勤務先に届出を行ったいずれか1名の介護対象者を介護するために休業を取得したものとして取り扱い、重複する期間に対して重複しては保険金を支払いません。</p> <p>※保険金または共済金が支払われる他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約の支払責任額(*)の合計額が、平均月間定期所得額を超えるときは、下記の額をてん補期間内介護による休業期間1か月あたりの保険金としてお支払いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は、この保険契約のてん補期間内介護による休業期間1か月あたりの支払責任額(*) ・他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、平均月間定期所得額から他の保険契約等から支払われたてん補期間内介護による休業期間1か月あたりの保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約のてん補期間内介護による休業期間1か月あたりの支払責任額(*)を限度とします。 <p>(*)支払責任額とは、他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。</p>	<p>者のアルコール依存、薬物依存または薬物乱用</p> <p>⑩介護対象者が次のいずれかに該当する間に発生した事故</p> <p>ア. 法令に定められた運転資格を持たないで自動車等を運転している間</p> <p>イ. 道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間</p> <p>(3)介護対象者が治療を怠ったことまたは保険契約者、被保険者もしくは保険金受取人が治療をさせなかったことにより、介護対象者が要介護状態となった場合または介護対象者の要介護状態が免責期間（日数）を超えて継続した場合は、保険金をお支払いできません。</p> <p>など</p> <p>※1 介護対象者の要介護状態が継続されてきた最初の保険期間の開始時より後に発生した場合で、介護対象者に要介護状態の原因となった事由(*)が発生した時から介護による休業を開始した日から保険契約の継続する期間を遡及して365日以前であるときは、その介護対象者の要介護状態の原因となった事由(*)は、保険期間の開始時以降に発生したものととして保険金お支払いの対象となります。</p> <p>※2 テロ行為によって発生した損害に対しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。</p> <p>※3 介護対象者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。</p> <p>(*)公的介護保険制度を定める法令の規定による要介護認定または要支援認定の効力が生じた場合を含みます。</p>

<用語の解説>

【定期所得】とは

給与所得に係る総収入金額(*)から介護による休業となることにより支出を免れる金額を差し引いたものをいいます。ただし、介護による休業の発生にかかわらず得られる収入は含みません。

(*)金額は、賞与を除いた金額とします。なお、賞与とは、名称を問わず、臨時に支払われるものおよび3か月を超える期間ごとに支払われるものをいいます。

【てん補期間】とは

免責期間（日数）終了日の翌日からその日を含めて保険証券記載の期間をいいます。

【てん補期間内介護による休業期間】とは

てん補期間内における被保険者の介護による休業の月数をいい、次に掲げる期間を含みません。

- ①介護対象者が公的介護保険制度に基づく要介護状態区分「2」以下または要支援認定の効力が生じた時以降の期間(*1)
- ②介護対象者が公的介護保険制度に基づく要介護認定の取消の効力が生じた時以降の期間
- ③介護対象者が死亡した場合における死亡後の期間
- ④被保険者が離職(*2)した場合における離職後の期間

(*1)「要介護3以上から要介護2以上への補償範囲拡大に関する特約（介護による休業補償特約用）」をセットした場合は、要介護状態区分「1」または要支援認定の効力が生じた時以降の期間となります。

(*2)離職には、被保険者の勤務先の関与する子会社、関連会社その他関係先への転籍を含みません。

【免責期間（日数）】とは

介護による休業を開始した日から起算して、被保険者が介護による休業を取得した保険証券記載の日数をいい、この期間に対しては保険金をお支払いできません。

【平均月間定期所得額】とは

免責期間（日数）が始まる直前12か月について、以下のとおり計算した額をいいます。ただし、就業規則等に基づく出産・育児または介護を目的とした休業を取得していたことにより所得が減少していた場合等は、客観的かつ合理的な方法により計算します。

$$\text{平均月間定期所得額} = \frac{\text{給与所得に係る総収入金額} (*) - \text{介護による休業となることにより支出を免れる金額}}{12(\text{か月})}$$

(*)賞与を除いた金額とします。賞与とは、名称を問わず、臨時に支払われるものおよび3か月を超える期間ごとに支払われるものをいいます。また、介護による休業の発生にかかわらず得られる収入は含みません。

